

そこで、時間の関係もござります
直に税の問題について御質問をいたし
たいと思いますが、今日まで税金の問
題については軽く、公平に、わかりや
すく、こういうたてまえで税というも
のは取り扱わなければいかぬというこ
とが長くいわれてきておるのであります
が、今日の税の問題については、こ
れは意見はあると思いますけれども、
重い。公平という面については、少な
くとも片寄った不公平な徵稅が行なわ
れているのではないか。わかりやすく
という点においては、非常にわかりに
くい徵稅のしかたではないか。こうい
うふうに考えるわけでありますけれど
も、一体軽く、公平に、わかりやすく
という徵稅方法はいつごろになつたら
実現されるものであるか、これについ
ての御見解を承りたい。

に、所得税、法人税等につきましては全文書き改めまして、わかりやすい税法にいたしたいという考え方でござります。なお、その他の税法につきまして、できるだけ早い機会に新しい立場、新しい角度から見た税法としまして、専門家以外ではわからないというような税法でないものにしたいという考え方でございます。

また、税は軽く公平にという本的な姿勢に対しましても、これを守つていただきたいということを考えておるわけでございます。

○柴谷要君 二月の二十六日に衆議院の大蔵委員会で御答弁になつておられます内容について、ちょっとお聞きしたいと思うのであります。税の問題については、高い安いということはなかなか申し上げられないわけでありますが、所得とそれに対する税負担の状況を考えますと、必ずしも高くないう御答弁をなさつてゐるわけであります。が、その発言は今日でもお変わりございませんですか。

○国務大臣(田中角栄君) 税が軽くと
いう問題に對しては、いろいろな角角度から議論の存するところでございま
す。私は常識的に考えますと、西欧先進国と比べて税負担が一体重いのか、
軽いのか、こういえば、確かに重いと言わざるを得ないと思います。が、しかし、戦後の無資本の状態から立ち上
がつてきた日本の戦後十八年間の状態を見ますときに、歳出要求もございま
すし、また社会資本の不足や、また社
会保障の充実等、戦後新しく取り上げ
なければならぬ財政サービスの重要性もございますことを考えますと、現

行の、現在の日本の財政、その他を考
えますときには、この程度の税金はある
意味でやむを得ないという考え方もう
らはらの問題として言い得るわけがござ
ります。でありますから、そのよう
な発言をしておるわけであります。が、
私自身も中小企業の出身であり、無一
物から事業を行ない、生計を立ててき
た過去を振り返ってみましても、税
負担がより軽減されることが望ましい
ということは十分感じておるわけでござ
いまして、国力の充実と相ましまし
て、税負担の軽減につきましては、将
来とも前向きで積極的に対処してまい
りたいという考え方でござります。
○柴谷要君 同じく二月二十六日にや
はり衆議院の大蔵委員会で、議事録を
読まさせていただいたのであります。が、
大臣は、独身者、夫婦者は外国並みに
なりつつあるが、夫婦及び子供二人と
いう扶養家族を持つている者には税負
担が非常に重い、これは確かであります
が、こうお答えになっておるのであります
が、この御答弁に間違いはござい
ませんですか。

上から見ますと、現行の税法、または改正案につきましても、五人家族という面から見ますと、重いと言わざるを得ない、こう答えておると思うわけであります。

○柴谷要君 実は私がこのような御質問を申し上げますのは、税は軽く、公平で、わかりやすく、こういう意味において大臣がどのような今日まで答弁をされてきたかということを、実は議事録によつていろいろ調べて、まだたくさんの大臣の御答弁をいたしましたことの記録があるわけでございますが、今回の減税についてはもう少し、大臣の見解のように重いとお考えになつておられるならば、もう一段とこの階層に対する減税というのが強く押し出されていかなければならぬと、いうふうに考えましたがゆえに、かく質問を申し上げた。大臣の重いという認識が、さらに来年度、統いて翌々年度等にこういう問題がさら取り上げられて改善をされていくならば、税を気軽に、公平に、わかりやすくという方向に順次近づいていくのではないか、こういうふうに期待をいたしまして、本問題についての質問を終わりたいと存ります。

その次は、衆議院できょう所得税法の一部改正に伴う修正案が可決を見たと聞いておるわけであります。そういうことがおありになるのでござりますか。

○國務大臣(田中角栄君) 衆議院におきまして、損害保険料の廃除の問題につきまして、政府が、長期のものに対しましては、原案五千円という案を御審議いただいたおったわけでございま

○柴谷要君 私どもは、予備審査の段階で政府提案の税の改正案について十分検討してまいつたわけであります。大蔵省の減税の内容についての立場といいますか、また国会に対する説明というようなものも、非常に克明に調べてきておるわけであります。そうなりますというと、衆議院の修正で五千円が一万元になり、二千円が三千円になると、こういうことになるというと、根本から理論がくずれてくるのじやないか。五千円が一万円に値上げになり、二千円が三千円に値上げになつた理論ども、担当の係のほうからひとつ詳しく述べられておるのか、これをこの際、大臣に御質問は無理かと思ひますけれども、お預けといつもの是一体どういうふうにつけられておるのか、これをお聞きたいと思います。答弁を最初に資料になるよう、答弁を最初にお願いをしておきたいと思う。

国民の三大義務の一つであったわけでござります。兵役の義務、納税の義務、教育の義務、こういうことでございました。でありますから、税に對してのしつかりした国民的な感じがまざつたことは事實でござります。それから、もう一つは、納税者に対して国家は制度上相当の優遇もいたしました。おつたわけでございます。御承知のとおり、多額納税議員の制度がございました。同時に、人間の信用をはかる場合の一つの尺度といたしまして、納税実績ということが相当生計を當む上に必要であつたわけであります。特に官公需等に応札する場合には、御承知のとおり、直接国税を何円以上三ヵ年間納めている者に限って入札資格を与える、こういう制度があつたわけでござります。

くの仕事をしておっても、会社は赤字欠損でござりますと言つてもあまり恥ずかしくないような風潮も出てまいりましたし、そういう意味で、また、納税を全然しなくとも看板さえ大きければ官公庁では幾らでも応札できるという戦後の乱れた状態になりましたし、そんな意味からいって、戦前とは税に対する気持ちが全く変わっているのではないかというふうに考えられるわけあります。

しかし、納税というものは、政府がこれをかってに使うものではなく、政府が預けられた金をより豊かな将来の生活を築くために、これを効率的に運用して国民の利益をはかるのが税の目的でありますので、これから政府も前瞻性で、新しい角度から納税に対するひとつ関心を高めていたくよう十分PRもしていかなければならないだろう、また最終的には、税負担が軽くなるように、国民が喜んで納めなければならないと、また納め得るような体制を招来することも大きな目的でなければならぬというふうに考えられるわけであります。

○柴谷要君 その端的なあらわれとして、けさの新聞に、所得の非常に低い人たちが税金が高くて困る、こういうようなことを言っておるのは、これは一般的なあれでありますけれども、けさの新聞で、いまをときめく歌舞伎名優の市川団十郎氏が俳優協会を脱退した、その理由は何かといったら、税金問題だということで、けさの新聞に出ているわけです。しかも、この市川団十郎氏がどれくらいの年収があるかと

いうと、一千万円以上のたいへんな高

金の問題で協会を脱退し、税務署にいざなは真剣な、何というか、闘争をいどんでる、こういう姿が新聞に出てきてます。この内容について、これは大臣にお尋ねするのは御無理かと思いますので、国税局からでもひとつ、お願いできましたら、一体こういう立場の人が新聞に書かれるような税問題をやっているのかどうか、これをひとつ伺っておきたいと思う。

○国務大臣(田中角栄君) 市川団十郎氏から私に対する会見の申し入れがござりますので、時期をみてお会いして事情を聞きたいというふうに考えます。

この問題につきましては、事情をいま御承知だらうと思いますが、申し上げますと、今まで文士、芸能人等に対しても、必要経費として約五〇%の基礎控除を行なつておったわけでございます。ところが、税負担の公平といふ意味から、実質的な支出というものがいるのかないのかということで、昨年から、サンプル調査だといいます。東京国税局でやつたわけでござります。これら芸能人の高額所得者は全日本にはないのでありますから、東京、大阪の国税局管内にほとんどその九十何%もいるということがいわれるわけでございます。でありますから、東京国税局でそのように実例をひとつ調査をいたしました。そうしてみましたところ、税負担の公平の原則から見て、五〇%程度では少し高いようだということで、あそこの基礎控除――必要経費はどうかという議論が存在しておるることは事実でございます。

いわけでございます。これはもうりつぱなお宅があつても、あるものと書くには、どこか深山幽谷に行かなければいけぬ、また銀座のまん中で二、三泊まつてみなければ書けないとか、また銀座の裏を毎日何回か飲んで歩かないと感じが出ないとか、なかなかむずかしいものであります。こういうものに対しても、確かに、私もまあ文化的センスがないわけじゃありませんから、よくわかります。事情もよくわかるので、あまりにしゃくし定木に、あまり文化的センスのない感じで国税局の職員がいろいろなことをやると間違いが起るから、十分注意をしなさいといふようなことで、四五ヶ月前から私もよく注意をしておったわけでござります。まあよく調べてみると、御自身がお出費したであろうというような書類や、また料亭等のその支出が、新聞社や雑誌社から出ておったとか、いろいろのものが出てくるわけでござります。

妥当な率に押さえたい、こういうことでございまして、この問題はただ国税庁の一部長だけの問題としてではなく、國税庁の問題として取り上げまして、私はお話を十分聞きながら遺憾なきを期してまいりたいという考え方でおりますので、どうもこの方々が税の問題で脱退をするとか、そういう問題とは少しこの内容が違うように理解をいたしております。

○柴谷要君 私、この問題を特に大臣にお伺いいたしましたのは、非常に国民が関心を持つておる問題だけに、先ほどお伺いいたしました税は堅く、公平に、わかりやすくという問題に関連度をして、やはり今日まで各大臣が手をつけられなかつた場所に公平な見地から徴税をしようということで押し出された。これがたまたま新聞等に出たので、よけい国民に知れて、国民党はこれがどのような解決をされるか、公平な徴税が高額所得者だから手ぬかりがあるり、少額な源泉徴収者からはびしひし取り上げる。こういったような解決方法をとられたのですますいといふことで、特にこの問題をお尋ねしたわけであります。が、国民党が強い関心を持っておるだけに、最も公正妥当な徴税を確立をしてもらいたい。

特に、この問題に触れて北条秀司さんが、問題は俳優自身の収入が幾らなんだか個人でわからぬと、ここに問題があるということを指摘しておりますけれども、これらの問題もやはり、四十郎さんが幾ら自分の金をもらえるのかわからぬ、しかし、まあいろいろ経費を差し引かれて手元へ来る金が少ないと、だいぶきり立つたよ

いうところに問題があるのじやないか、こういうふうにも考えられます。このことについては十分関心を持っておりますので、名解決をひとつぜひお願いをいたしたい、かように考えてござりますから、法人税の改正の問題を打ち切りたいと思います。

過日、本会議で、私は所得税と租税特別措置については本会議質問をいたしましたが、法人税については伺うことができなかつた。たまたま大臣も御出席でございますから、法人税の改正について二、三點お伺いをしてみたいと思うのであります。

まず第一に、法人税については政府は下げる必要はない、こういう態度で臨んでおられると思うんです。そのために税率の変更はしないけれども、企業の内部留保を高めることに重点を置いて今回の改正が行なわれた、このように私は思うのであります。その第一として考えられることは、固定資産の耐用年数の短縮、こういうような問題、それから大規模な減価償却費を計上されるがゆえに私は価格の上に影響を与えてくるのではないかといふ心配があるわけでありますけれども、これらの点についてどうお考えになつておられますか、その点をまず伺つておきたい。

○國務大臣(田中角榮君) 方向といたしましては、まず所得税の基礎控除の引き上げとか、配偶者控除の引き上げとか、扶養控除の引き上げとかといふ方向で、まず前向きでこれからも対処いたしてまいるわけでござります。それと平仄を合わせながら、法人税率の問題に対しても私は、将来的な問題としてではございますが、できるだけ引

き下げていきたいという考え方を持ったおわけでございます。これはもうう議論もありますけれども、これからは大体いいところへきてるんだといふの国际競争力をつけなければならぬという状態からも、また物価の抑制その他いろいろな政策的な目的を考えますときに、法人税の税率もできるだけ下げていくような方向で検討してまいりたいということを申し上げたいと思います。しかし、あくまでもそれは税目間のバランスもございますので、少なくともこの上になお法人税とか租税特別措置とか、そういう問題だけに重点を置くというような考え方で御批判を受けるつもりはないわけでございます。そして、必要な状態を十分国民各位に理解をいただきながら、将来バランスをとりながら、その範囲内で税率の軽減もはかっていきたいという考えてございます。

○柴谷要君 初めて大臣から聞くわけですが、法人税率の引き下げ等も考へているということになりますけれども、今まで政府は、法人税率は諸外国と比較をして非常に低いのだ、日本はまだ低い、こういうたてまえをずっとこられたよう思う。特に税制調査会の答申の中にも、所得税の負担が非常に重いからそのほうに重点を置きなさい、法人税は他と比較をして非常にうまくいっているのだから、これに重きを置くことはない、こういうような内容が盛られていると思うのです。そういう見解とただいまの大臣の御答弁とは少し食い違いがあるようだと思ふのですが、昭和四十五年度までには税の負担率は二・五くらいに押さ

のは、これは正しいことだと考えておるわけでございます。ただ、何も優先権をして法人税の税率を下げるということを申し上げておるわけじゃないわけでございまして、御理解をいただきたいと思います。

しかも、主税局長と私との間にニコアンスの違いがあるようなお話をございますが、これは長い間何回も御答弁申し上げておる過程においてそのようなことが起きておると思いますが、しかし、二人の意見は完全に一致致するわけでございます。これは税制調査会が現在の状態においては税負担率は二〇%内外が望ましいと、こういう御答申でございますが、財政需要その他十分勘案をしてまいりますと、それはまあ二一、二%とお読みいただければはなはだ幸いだと、こういうことを申し上げておるわけでございます。四十五年二一・五程度というお考えでございますけれども、いまの状態から考えまして、やはり二〇%を二一、二%とお読み願わなければならないようない状態でありますといふ観点に立って御答弁を申し上げておるわけでございますので、四十五年に二一・五%、税制調査会の答申どおりになるのか、一二・五%になるのか、それはそのときの財政需要及び減税その他の調子によって変わってくるわけでございますが、私はしかし、先ほどから申し上げておりますように、減税も年々やつてしまりましたし、将来も税負担の軽減を第一番目に考えてまいります、こういうわけでございますので、そのときにおける税負担率というものと財政規模の問題等に対しても、国会でひとつ十分御審議をいただく問題だというう

○柴谷君 法人税の見解については、わかりましたが、今回の改正で、同族会社の留保所得税の特例ということで、大企業とは多少区別した考え方を持つてはいるようですが、特に同族会社が脱税行為にわたらない限り大企業と差別をしなくてもいいじゃないか、こういう見解を持つておるわけでござりますが、この点、大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣(田中角栄君) 非常にいい質問をいただきましてありがとうございます。私が大蔵省に参りました、まずこの点を一番議論したわけでござります。主税局と初めて意見が違うといえば、ここ問題が違ったわけでございます。現在は一つでございます。現在は一つでございますが、初めは違つた。今までの税制上のたてまえから、同族会社というものに対するはどうも脱税をしやすいという目で見られがちでありましたが、私は別の面からこの同族会社というものを考えた。国民が一人でもつて事業を始めるときに、将来大きな企業になろう、優秀な企業になろうと思っても、信用のない場合には、好むと好まざるとにかかわらず、親類、縁者等から金を集めることにはないであります。どんな大きな会社でも初めはみんな、二人か三人工員を使いながら、そのときにはだれも大衆資本がその中には入ってきませんでした。だんだんと妻の金を使い、親の金を使い、兄弟縁者の金を使い、友人にまでワクを広げ、ある時期になるとその地方、県が単位になり、やがて全国的な大衆資本が集まるのでございまして、その事実に対しても着目し

ておらなかつたようでありますので、私は同族会社といふものはやむにやまれぬ中小零細企業の生々發展の過程における一つの形態であるから、そういう面からこの減税を考えなければいかぬ、こうしたことでこれを取り上げたとつ議者の批判を十分待ちながら、同族会社といふものは脱税をすることに一番かこつこものものであるという考え方から、同族会社がやがて大きな企業になるのだという考え方方に向けて変えて、同族会社に対する税制上の問題は将来とも別な面から優遇措置を構じていきたいというのが私の考え方でございます。まあいまの段階においては、主税局と税制調査会の意見等を聞きまして、大体この程度におさまりましたが、こういう思想が前提でありますので、私は将来は、今までのようではなく、前向きに税制上の施策も行なわれるというふうに考えておるわけあります。

○柴谷要君 同族会社の見解について

は大臣と全く同意で、何かうれしくなつたような感じがするわけでござります。そのように次の段階もぜひひとつ歩調を合わせていただきたいと思うのです。

それはほかでもありませんが、税制調査会の態度は、「租税特別措置は、負担公平原則や租税の中立性を阻害し、」こう言つておるのであります。阻害し、なお、総合累進税率構造を弱めて納税者にしかも悪影響を与えておる、こうきめつけておるのであります。この点、大臣どのようにお考えになつておられますか。これはまさしく私は税制調査会のきめつけ方は當を

得てゐると、こう思うのですけれども、この点でも私の見解と合わないと思います。ただしこういうことではございませんが、この点いかがですか。

○國務大臣(田中角榮君) どうも少し遅いと思つておるのですが、この点いは税制調査会の答申がない租税特別措置さえも政府は最終原案に盛つたわけでございますので、まあ税制調査会の意見とは多少違うわけであります。これもいまの同族会社の議論でもって考えていただければ、政府が考えていることが税制調査会で言つてある議論と何ら変わらないのだ、究極の目的は一つである、こういうことがおわかりになつていただけると思うわけでございます。

租税特別措置などがなきにしくはありません。ないような国ができればいいわけであります。ないような国をつくるために、ある期間やむを得ざる措置として租税特別措置を行なう必要があるわけであります。これは議論をしてもしようがありませんから、私は一つの例を申し上げますと、今まで非常によかつた石炭企業が悪くなれば、これは免稅をしなければならない。すると、一般よりも財政資金を投入しなければならない。そうすることによって、石炭企業が安定企業になるためには、国民の利益をそこによつて確保であります。また、中小企業も本の特殊な事情を脱却をして、将来国がしあわせになるためのやむを得ざる措置であります。だから、税で特例の措置をやつておるということを財政支出に書きかえていただければわかるわけであります。

財政支出でもつて金額負担をしなさい、また北海道は九割負担をしなさい、国道は直轄全額負担でなければなりません。かね、こういう議論がある。しかしながら、やはり政策目標を達成するため

得てゐると、こう思うのですけれども、この点でも私の見解と合わないと思います。また、いま石油資源が外国资本に牛耳られそうになつておる、そういう問題に対しては、国産石油や国産の天然ガスの開発等に対しても、政府は一般会計からも財源を入れる、同時に租税上の特別措置を行なう、そうすることによって国際競争力をつけていはなければならない、国内資源の保護確保をしなければいかぬ。こういうやむを得ない事態になるわけでござります。同じ学童ミルクであつても、また学童給食であつても、ある一定の水準に達しない家庭の人に対する免除するわけであります。だから、これが免除しないで、租税の公平の原則一本でもつていいけるような事態をつくるために、ある時期やむを得ざる事情として租税特別措置をやつておるのでござりますから、まあこれはあまりにも広範になつてしまつて、毎年毎年所得税の減税をやらず、租税特別措置ばかり、凡百の例ばかり出していくのであれば問題でござりますが、これは一つ一つの例を見たがと、どれもこれも民がしあわせになるためのやむを得ざる措置であります。だから、税で特例の措置をやつておるということを財政支出に書きかえていただければわかるわけであります。

財政支出でもつて金額負担をしなさい、従来国民貯蓄組合を利用して非課税にたくさんなつておつたのが、五十五万円一口ということに変わってまづ、それが出てきたのではなくて、國民貯蓄組合の乱用をやめて少額貯蓄と少額貯蓄制度ができます前は、国民貯蓄組合の制度がございまして、これはまあ最初のうちは一人三十万円までは国民貯蓄組合にはいれる。ところが、法律のほうにおきましては一人一口ということになつておりますが、金融機関は方々にござりますし、それからその名寄せをする制度になつておらず、そのため、一人の人がたくさん加入した名前を金融機関のほうに届け出さまして、税務署のほうでその名前を変えましてから、一人一口で、その加入した名前を金融機関のほうに届け出さまして、税務署のほうでその名前が変更され、それで、私は利子所得の微税制度が、昨年、利子所得の改正を行ないましたですね。一件五十万円までは無税、それ以上のものについては一〇%課税しておつたのを五%に引き下げた。それだから、私は利子所得の微税制度はどうかと思って調べてみました。が非常に少なく、一件五十万円の無税で、非課税で、それ以上のものに対しても五%と引き下げた額のほうがたいへんな税金が納まつてきた。一体これはどういうところから金が出てきたのか。これは国税庁長官にお尋ねしたはうがいいと思うのであります。だから、税で特例の税務署へ行って調べてみましても、たゞうがたくさん徴税が出てきた、実績が上がつた、こういう結論が出ておるのですが、この点に対してもひとつ理由をお聞かせいただきたいと思うのです。急に、一〇%のときの預金と、五

%のときの預金ががらり変わつたのはどうか。これはもう回つてきました税務署の実態全部を握つておりますからお答えすべきかとも思いますが、私のほうで考えておる点を申し上げますと、これは御承知のとおり、昨年この少額貯蓄制度ができます前は、国民貯蓄組合の制度がございまして、これはまあ最初のうちは一人三十万円までは国民貯蓄組合にはいれる。ところが、法律のほうにおきましては一人一口ということになつておりますが、金融機関は方々にござりますし、それからその名寄せをする制度になつておらず、そのため、一人の人がたくさん加入した名前を金融機関のほうに届け出さまして、税務署のほうでその名前が変更され、それで、私は利子所得の微税制度が、昨年、利子所得の改正を行ないましたですね。一件五十万円までは無税、それ以上のものについては一〇%課税しておつたのを五%に引き下げた。それだから、私は利子所得の微税制度はどうかと思って調べてみました。が非常に少なく、一件五十万円の無税で、非課税で、それ以上のものに対しても五%と引き下げた額のほうがたいへんな税金が納まつてきた。一体これはどういうところから金が出てきたのか。これは国税庁長官にお尋ねしたはうがいいと思うのであります。だから、税で特例の税務署へ行って調べてみましても、たゞうがたくさん徴税が出てきた、実績が上がつた、こういう結論が出ておるのですが、この点に対してもひとつ理由をお聞かせいただきたいと思うのです。急に、一〇%のときの預金と、五

なつておるのでございます。

○柴谷要君　泉さん、実際にただいまの答弁だけですべて答弁は終わりですか。今まで三十万円ずつ何口か預けておいた、これが一口五十万円になってしまったから、だから税金がふえてきた、それだけであなた答弁、要約しきつたと思いますか。もつと克明に調べてあって、そんなものじゃないと私は思いますが、まあ政府としてはその程度しか言えないんでしょうから、それが以上は言いません。聞かずにおきましょう。「言いなさい」と呼ぶ者あり言わぬほうがいいですよ。

とにかく一〇%の課税のときには金が取れないで、五%に引き下がったら驚くなかれ十倍以上にみんな上げていますよ。上がっていますよ。そういう結果が出ているのです。だから、一体

これはどうしてこんなに出てきたのか

と、こういうことを私は聞きたいのです。ところが、いま言つたような小口で幾つも預けていたのが一つになつて、五十万円になって、もうこれだけしか非課税だと全部課税したからこう出てきたというだけではないのです。しかし、まあ徴税率が上がつたということは、これは好ましいことですから、これ以上のことは申し上げませんけれども、とにかくそういった今までの税の体系の中でも矛盾があつたわけですから、この源泉徴収といふ、黙つていても引かれるようなこの所得税の源泉徴収の問題については、もつと大臣ひとつ真剣に考えてくださいよ、正直のところ申し上げて。

そこで、お伺いをしてみたいのは、やはり何といつても課税最低限の問題でございます。所得税法の改正に、ま

ず第一に言われておりますのは、課税最低限の引き上げを行なったという理由としては、生計費の動向を考え、課

税最低限が標準生計費を上回るよう

に重点を置いていたひとつ税制改正に向かって御努力をいただきたい、こういふふうに思うわけです。

特に、税制調査会の今回の減税案

は、所得税を大体六〇%強、それから

企業減税のほうは四〇%弱という答申でございましたが、この政府原案でござますというと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君)　御承知のとおり、初年度で申し上げますと、所得税で六百四十九億円、法人税等で三百億、それから相続税の改正でもって二十六億五千七百万円、計九百七十六億円、ちょっとお知らせ願いたいと思うのです。五十万円にはならぬでしょ

う。

○政府委員(泉美之松君)　今度の改正案によりますと、五人世帯のところ、

平年度で課税最低限が四十八万五千三

百六十九円、三十九年度分は控除の改

正が四分の三しか行なわれませんため

に、四十七万三千百七十七円というの

が三十九年の課税最低限でございま

す。

○政府委員(泉美之松君)　御承知のと

おり、五人世帯で四百八十円と出ているのです。一体そ

の五人世帯ですね、いま非課税の金

額は幾らになるのですか。これは泉さ

ん、ちょっとお知らせ願いたいと思う

のです。五十万円にはならぬでしょ

う。

○國務大臣(田中角榮君)　御承知のと

おり、初年度で申し上げますと、所得

税で六百四十九億円、法人税等で三百

億、それから相続税の改正でもって二

十六億五千七百万円、計九百七十六億

円でござります。租税特別措置で百十四

億……。ちょっと数字の問題ですか

ら、主税局長からお答えさせます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

「生命保険契約」とだけ規定されておつ

たわけでございますが、しかし、人の死でござります。租税特別措置で百十四

億……。ちょっと数字の問題ですか

ら、主税局長からお答えさせます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に伺つて……。

○政府委員(泉美之松君)　今回の税制

改正におきまして、まあ国税と地方税

と全部総合して見るのがいいんじゃない

か。国税で所得税を軽減し、地方税

で住民税の不均衡の是正をはかる。そ

れからまた、国税で法人税の課税を軽

減しますと、それが事業税、法人住民

税にすぐはね返つてしまりますので、

國税だけの減収額で比較するのは必ず

しも適当でない。また、今度の改正の

中には、事業税にはね返らないものも

ござります。法人住民税にはみんなは

ね返るわけですが、事業税には

ね返らないものもござりますので、そ

れらの点を考え合わせますと、全体の

平年度の國税、地方税の減税額が二千

二百五十六億でござりますが、その二

千二百五十六億のうち所得課税のほう

が五五・四%、それから企業課税のは

うが四四・六%、こういうふうになつております。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改正の第一条第三項、第三号に規定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかいことになりますけれども、改定しておりますが、「生命保険契約なども、改定しておりますが、この政府原案でございましたが、この政府原案でござます」というと、どのような比率になりますか、これを尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○政府委員(泉美之松君)　これは従来

に類する契約といふうに

思ひます。

○柴谷要君　大臣が予算委員会のほうにお出でになりましたので、今度はちよっとこまかい

と、いまの共済契約は入るけれども、それ以外のものが入ってくる可能性もありはしないか。そういう点で、何かこの生命保険契約以外にどれだけのものが入るかというと、これだけでは必ずしも明確でない。政令の規定を待たないとはつきりしないという点では、確かににおことばのとおりであります。したがって、こういう点をどういうふうに今後書きあらわしたほうがもっとわかりいいかということについては、法制局とも相談して、税法の全文改正をいすれ予定いたしておりますので、そのときまでに十分検討いたしたいと存じます。

○柴谷要君 それから、この十八条の一項ですね、第一項。これに、「利益の分配」の下に、「又は同項に規定する報酬若しくは料金」と、こういつのが挿入されたわけですね、今度。これはまあ「百分の十」を加えたと、こういうことになつてゐるのでですが、これは法人の特別税率百分の十をかけるわけですが、報酬や料金というのは、一体これは何をさしているのですか。

○政府委員(泉美之松君) これはこの第一条の第五項に新しく――まあこの第一条の第五項と申しますのは、日本に本店または主たる事務所を有する法人に対して所得税を制限納税義務者として課税する場合の規定でござりますが、その内容に新しく、「演劇の俳優その他命令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬若しくは料金で命令で定めるものの支払」を受けるときに所得税の納税義務があるという規定が入るのでありますて、これが先般お話で申し上げました、いわゆる芸能法人

がその芸能人の役務の提供を内容とする事業を営んでおって、その役務の提供の対価として報酬または料金の支払を受けたときに所得税の一〇%の源泉徴収を受けるということが、一条の五項と十八条のところから出てくるようになっておるのでございまして、いわゆる芸能法人がその芸能人としての役務の提供をさせてその対価として報酬または料金の支払いを受けるときの納税義務の規定でございます。

○柴谷要君 いままで、雨後のタケノコのごとく芸能法人ができましたですね。この法人ができたのも、一つは税地からいって、この源泉徴収百分の十かけることによって、過去とこの法律の改正後とにおいてはどのくらいの違いがあるのでござりますか。あるいは脱法行為とかなんか明らかな行為が教多々見受けられたので、こういう制度にしたのですか。それとも他に理由があるのですか。その点をひとつお聞かせ願いたい、実際の業務の面から。

○政府委員(泉美之松君) これは先日お話し申し上げましたように、たとえば放送局で放送謝金を払おうというふうな場合でござりますと、従来個人に対して払うときは源泉徴収の制度が規定されておったわけでござります。ところが、それは居住者に対する支払うときと、こうなっておりますために、それがたとえば、名前を出すことは必ずしも適当でないと思いますが、だれか歌手が法人をつくっておりまして、その法人の資格で報酬の支払いを受けるということになりますと、これは源泉徴収の、いまのままで源泉

ましては、キャビタル・ゲインといふのは、本来、長い間資産を持つてゐる、土地にしましても、その他の資産にしましても、長い間持っている、それにしましても、長い間徐々に生じた所得が、時に実現する、したがつてそういうような場合には、全額課税することは適当でないということから、どこの国でも、そういうも、そなういった長期保有のキャビタル・ゲインに対する課税は、全額課税にしないで、それを軽減税率を使うとか、あるいは日本のように半額課税するとか、いろいろの制度をくふうをこらしておるわけです。

ところが、どこの国でも、そういうキャビタル・ゲインの性質からいうと、短期の間に発生するようなキャビタル・ゲインは長期のキャビタル・ゲインとは全然性格が違うのだから、これに対しては長期のものと同じように扱う必要はないというのが、どの国でもとつておる制度でございまして、ただそれは国によりましていろいろ違います。たとえばアメリカでございますと、有価証券は、短期といふのは六ヶ月以内の保有でござります。それから、土地等につきましては二年になつております。それから、ドイツはそれについて三年といふことになつております。そういうふうに多少国によって違つておりますが、短期保有の資産につきましては、キャビタル・ゲインとしての軽減税率、まあ半額課税の方式をとらないというのがどこの国でもやつておることでございます。また、日本でも、従来、山林所得につきましては、山林を取得して一年以内に伐採または譲渡する場合は、山林所得の五

分五乗の対象にしないという制度になつておつたわけであります。

分五乗の対象にしないといふ制度になつておつたわけであります。それらの点を考え合わせまして、また土地の値上がりということの要素の中には、まあいろいろ実例が伝えられるわけでござりますけれども、やはり架空の需要が生じて値上がりするだらうから、いまのうちに買っておけばもうかるぞということから買ひあさる、それが土地の値段をつり上げる要素とかなりあるのじゃないかということからいたしまして、まあ取得して三年以内に譲渡することによつて生ずるよくな、そういう譲渡所得は、本来のキャピタル・ゲインとしての半額課税の対象にすべきではないという考え方をとりまして、それが同時に土地の仮需要を起こすようなことを防ぐのに役立ちはしないか、こういう考え方からいたしまして、今回のよな制度を御提案申し上げた次第でございます。

言つても、いや、自分のところは買つてからまだ三年以内だ、したがつて譲渡所得が全額かかるから、いまは売れないというようなことからいたしまして、かえつて時期を遷延させる。そして片一方に土地に対する需要是非常にたくさんござりますから、そういうことから、土地の供給のほうがそうしたことまで抑制されて、かえつて値上がりを来たしはしないか、こういう御意見もございます。また、私どもそういう点もいろいろ心配いたしましたのでござります。まあやはり税制としてはこういうことでやつていきまして、他方において土地の造成その他によりまして土地の供給をやっぱりふやしていくければ、いまの地価問題というのはなかなか解決されない、かようになりますのでござります。

十分考えたわけです。考えたのでは
が、ちょうど今度の筑波山麓など見ま
すと、これはもう一年間で、全くそれ
は短い期間で買いつぶつてあるわけで
あります。公団等の団地ができるとい
うと、それを先買ひしてしまう。こう
いうものに適用すれば、相当効力ある
という考え方であります。しかし、こ
ういう再開発を要する東京や大阪の都
市の内部というものは、まあこういう
ことをしても、あなたが言われるよう
に、そう価値があるかないかは疑問だ
と言われるかもわかりません。しか
し、全く、いままでは五百円か八百円
であったものが直ちに三千円にはね上
がる、それでもまだ買っても合うのだ
と、こういう土地あさりというような
特定の業者に対しては相當な効果があ
るだらうという考え方で、この制度を
採用したわけありますて、まあ私は
効果はあるだらうというふうに考えま
す。

○政府委員(泉美之松君) 附則第三条の規定は、昭和三十九年分の所得税につきまして、まあ基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除、あるいは生命保険料控除、あるいは損害保険料控除の創設、こういった諸控除につきまして、それぞれ四月一日からこの改正は行ないますので、三十九年分の所得税につきましては、控除額の引き上げが平年度分の四分の三になる、こういう趣旨を規定いたしておるのでございますが、ただ、いまお尋ねのこの源泉徴収の制度なんかからいたしますと、一月から三月までの分につきましては、現行法によるところの月額あるいは日額で源泉徴収しますし、四月以後は新しい控除による、つまり四分の三にしない新しい控除によるところの源泉徴収で四月以降いくのでありますて、そして年末調整に際しまして、その一月から三月までは旧法でやつております、四月から十二月末までは新法でやつておりますので、そのところを年末調整で、それには賞与なども支給がありますので、賞与なんか必ずしも、前月の給与を基準にしてやつておりますために、取り過ぎになつたり、あるいは取り足らなくなつておりますので、そういう点を年末調整で調整するということで、年末調整の際に、いま申し上げました三十九年分の所得税

の負担から来たところの年末調整の表ができるわけであります。したがつて、この附則三条の規定は法律的な性格だけございまして、源泉徴収の表は別でございます。

○柴谷要君　たいへんこまかいことの質問になつてくるわけがありますが、所得税法の第一条に「納稅義務者」というのがあります。この納稅義務者の中には居住者、非居住者、こういうふうに分かれているわけでありますが、この居住者は所得税を納めなければならぬという義務つけがある。ところが、非居住者は施行地に源泉を有する所得に対するのみ所得税を納める義務があると、こういうふうに書いてあるわけです。一体、居住者以外の非居住者、あるいは非永住者なるものが一体何人ぐらいおるのか。それをお調べになつておられましたら、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

○政府委員(泉美之松君)　非居住者と申しますのは、日本に住所または居所を有しておらないもので、しかし日本から所得の源泉がありまして、それに對して源泉徴収によって所得税の納稅義務があるという場合でございます。

それから、非永住者というのは、日本に居所あるいは住所を持つておられるけれども、日本に永住の意思を持っておらない、したがつて、日本に永住するものとして課税しないということになっておるものでございます。

人おるかということにつきましては、申告納稅のほうで申し上げますと、非

○柴谷要君 大臣が手をこまねいてい
るようですから、私はこまかい質問に
なりますので、野瀬委員に質問を譲り
まして、私の質問はこれで終わります。
申告納税したものだけで、三十七年度
九月現在で調べてみますと、非居住者
が四百四十人、それから非永住者が二
千六百三十一人、それから非永住者以
外で日本に居住しておるものが千四百
三十八人、合計四千五百九人となつて
おります。しかし、この非居住者ある
いは外国法人につきましては源泉徴収
税がございまして、総額にいたします
と、三十七年分で約七十九億一千万円
源泉徴収いたしております。もつと
も、そのうちで一番大きいのがロイア
ルティーと申しまして、そのロイアル
ティーの中でも映画のフィルムのあれ
が一番多いわけでございますが、これ
が六十五億八千万でございます。それ
以外に利子、配当等において源泉徴収
されるもののがございます。このほうは
非居住者あるいは外国法人ということと
て、非居住者が何ばかりかということが正
確にはわからないのでございますが、
これが源泉徴収を受けるものの累計でござ
いまして、そのうち一番多いのが、
何と申しましても配当の支払いを受け
るものでございまして、これは八万三
千二百二十二人ございます。この配当
を受けるものの中には非居住者が相当
多いのではないか、こう見ておりま
す。

○野瀬勝君　たゞいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案に関連していますが、第六十条の十、「石油資源開発株式会社の欠損金の控除の特例」で、「石油資源開発株式会社の昭和三十五年三月三十一日又は昭和三十五年三月三十一日に終了した事業年度における絶損金が絶益金のをこえる場合には、そのこえる損金の額については、法人税法第九条第五項中「五年」とあるのを「八年」として、同項の規定を適用する。」このことに関して質問したいと思います。

通産省の鉱山局長お見えでござりますか。

○委員長(新谷寅三郎君)　鉱山局長の加藤君が来ております。

○野瀬勝君　まず、お伺いしたいことは、通産省では海外油田を積極的に開発するということで、大いにPRしておりますが、まだ海外油田を開発したのは、カフジの原油探鉱だけが成功だとわれわれは承知いたしているのですが、ございますが、そのほかに海外油田を開発された具体的な事例がありましたが、この際お知らせ願いたいと思います。

○政府委員(加藤悌次君)　ただいまお話しのアラビア石油のほか、現在民族資本の手で開発しまして、国内に持つておられますものは、北スマトラの石油開発協力会社、これがあるわけであります。三十七年度、こちらに持つてきております数量はわずかでござりますが、三十四万キロリットル、本年度の見込みは大体四十四、五万、来年度は七十万程度見込んでいるわけでございます。

○政府委員(加藤悌次君) 基本的な考え方などいたしましては、国内の各精製会社とコマーシャルベースで話し合いをするということにしてあるわけでござりますが、現状におきまして、特にアラビアの原油につきましては、御承知のように重質油の、硫黄分の多い原油でありますて、いま申し上げました業者同士のコマーシャルベースでは、なかなか引き取りの量なり価格の問題について十分な話し合いがつかないと、いうふうな経緯もありまして、御承知のように、三十七年十月から原油は自由化になつたわけでございますが、自由化後におきましては、私ども指導によりまして、アラビア石油と業界の話し合いをまとめる努力をいたしまして、昭和三十八年度、本年度でございますが、一応業界との話し合いの結果は、年間八百万キロリットルを引き取りをするということであるわけでござりますが、実績はこれを多少上回りまして、八百三、四十万キロリットルくらいになるのではないかと考えております。

リントルの引き取りりと、いうことが可能
ということになりまして、一応現在の
時点におきましては、一千万キロリット
ルを国内の特製業者で引き取りまして、
て、この引き取り方につきましては、
国内における石油精製業者がお互いに
協調して、共同でこれを引き取らう
じやないかという考え方でまいってお
りまして、本年度も来年度も、全体の
各精製会社の原油の処理量、この量に
応じて、いわゆるプロラタ方式とい
ますか、これで引き取るという考え方
でおるわけでござります。

北スマトラの原油につきましては、
これは多々ますます弁ずと申しますが
か、油の性状もよろしゅうござります
ので、これは全くヨーロッパース
で円満に引き取りは行なわれておる、
こういう状況であるわけでございま
す。

○野溝勝君 大体、海外の油田開発につ
きましては、概略はお聞きましたが、
そこで私はお伺いしたいことは、石油開
資源開発会社法が生まれたのは昭和三
十年ですが、それ以来、特に国内資源開
発を帝石を通してやらせておるのを
ですが、依然として二%程度でありま
して、ほとんど九八%は外国依存でござ
す。輸入原油でございますが、一体資
源開発法の制定当時におきましては、
国内地下資源の開発に力を入れるよ
うに、その当時の愛知通産大臣です
がされておらない。特にアラビア、ス
マトラなど海外油田の開発につきま
しては大いに進み、準國産原油として貢
献し、また日本の探鉱技術というもの

が非常に優秀であるということを通商省でも言つておるし、また立証されておる。しかるに、国内において油田の試掘未開発地帯もある、さらに有望地帯もあるにかかわらず、これに対してもどうして力を入れないのか。それに外へして先般来当委員会におきましても、総合エネルギー問題を取り上げ、わが国でガス資源は有望だと、田中大蔵議員もこの点は大いに強調されておる。また、通産省も技術調査の上、それを大いに強調されておる。しかるに、国内資源の開発が遅々として進まないのはどういうわけなんですか。

ギー部会というものをつくりまして、そこでいろいろと御審議をいたいたた
わけでございますが、エネルギー源の需要が非常に大きな割合で年々伸びて、
いくほかに、その全体の中で占める石
油のウエート、これが昭和三十七年度
大体四三%くらいであったわけでござ
いますが、これが四十二年度には五六
%、さらに四十七年度には六七%に
なっていくということで、石油に依存す
る率がだんだん上がつておるといふこ
とでございまして、具体的に申します
と、先ほどお答え申し上げまし
た三十年の輸入の原油の量が九百二十一
七万キロであるわけでございますが、
これが昨年の実績は四千七百三十万キ
ロであります。おそらく本年度は六千
万キロ近くになるのじやなかろうか、
こういうふうに思うわけでございまし
て、ただいま申し上げましたように、
全体に占める比率がだんだん低下して
いくというのは、いま申し上げました
ような事情によるわけでござります。
したがいまして、原油の生産の絶対
量を見てみますと、昭和三十年
には三十五万キロリットルくらいで
あつたわけでございますが、昨年は八
十七万六千キロ、八年内に倍以上の伸び
を示しておるということで、伸び率と
いたしましては相当成果をあげておる
というふうに私ども考えておるのでござ
ります。

通産省としては、石油天然ガス開発五年計画というものをつくったわけでござりますが、この中で目標とされおります数量の生産額、あるいは探鉱を今後計画的に行ないたい、こういうふうに存じておるわけでございます。簡単に実績を申し上げますと、原油のはうの実績は比較的上がつておりますのでございますが、天然ガスのはうにおきまして必ずしも十分の計画に對する実績の成果が得られないといふふうに相なつております。この点につきまして私は遺憾に思つておるわけござりますが、今後探鉱等にさらに積極的に政府としても力を入れてまいりたい、こういう考え方でおるわけでございます。

○國務大臣(田中角栄君) 私は、本件に関する野溝さんの熱意も十分過去から承知をいたしております。私も当時、この石油資源開発法がつくられたときの衆議院の商工委員長でございましたして、非常に熱意をもってこの法律を仕上げたわけでございます。こういう事態、いわゆる外國原油に非常に大きくなつたよらなければならぬ時期を想定しながら、當時東大の上床博士なども加わつてこの法律案ができるわけでござりますが、確かにその後の石油資源の状態を見ますと、必ずしも立法当時の成果をあげておるとは思わないわけでございます。ただ、この問題が新潟と秋田に片寄つておりますので、どうも私が声を大にすると、地元のためだから声を大にしておるようになるとやさしいで、立場上言いにくいのであります。ほんとうは御承知のとおり議員提案でございますが、政府がそのまま前を変えて政府提案にしたということになりますので、外貨の節約の上から見ても、地下資源の開発ということに対しても、もつと積極的でなければならぬという考え方を持ったおわけでございます。

石油でもつてしままことに小さくペイします。というようなかつこうになつてしまつた。これはやはり私は大蔵省のそういう考え方も相当大きく作用しておるのだと思いますし、もう一つは、やはり通産省も、どう掘つたところで百萬トンにも足りない石油であるといふような考え方方が、今日になつたんじやないかと私は思います。この三十九年度の予算のときもいろいろ私は熱意をもつてやつたわけでありまして、特に秋田の八橋油田が一時ストップをしたために、秋田市に対する、民間に供給しておる家庭用ガスさえも停止の状況になつたということで、幾らか財政的措置もいたしたわけでございます。しかし、私は秋田とか新潟というだけではなく、全国的にその石油及び天然ガスの資源調査をやる、試掘探鉱をやるという、やはり法律制定当初の考え方をもう一ぺん想起して、新しい角度と視野に立つて石油資源開発をどうすべきかという問題は十分考える必要があると考える次第でございます。

置や税制上のいろいろな措置等ができる
なかつたわけでございますが、もつと
国民の理解を得ながら、石油資源とい
うもの、いわゆる地下資源開発とい
う対処していきたいというのが私の考
えでございます。

○野溝勝君 そこで、先ほど鉱山局長
からもお話をありましたが、天然ガス開
発五ヵ年計画、あるいは石油資源の
開発計画が示されておるんですが、こ
の五ヵ年計画が打ち出されたならば、
この計画案をほんとうに実現したい。
そのためには積極的に大蔵当局とも折
衝して、さらに大蔵大臣もいま申され
ておるとおり、国内地下資源の開発を
やるということが資源開発法のときの
基本でございましたから、その精神を
生かし、ほんとうにやる気のかどうか
か。また、やる気であるとすれば、こ
の五ヵ年計画をただ計画倒れにするの
でなくして、実際に実行に移す。また、
それには資料に基づいた計画を出した
と思うんですよ。だから、その資料に
対しては当局は責任をとらなければなら
ないと思つてゐる。その考え方につ
いて、原局の心がまえをお聞きしてお
きたい。

○政府委員(加藤悌次君) ただいま御
指摘の第二次五ヵ年計画につきまし
て、先ほどお答え申し上げましたよ
うに、非常に権威のある審議会での詳細
なデータ、検討の結果出た計画でござ
いまして、私どもはいまの段階におき
ましては、これはやはり最も権威があ
るものであるというふうに考えま
して、この目標の線に沿つていままで
まいつたわけでございますが、今後も

そういう方向で進んでまいりたいといふうに考えておるわけでございます。

が、石油の探鉱なり、あるいは生産の実績を見ますというと、大体計画の線に沿うて実績があがつておるようになりますが、天然ガスについて必ずしも十分の成果をあげておらないということがあるわけでございまして、最近秋田県あるいは新潟県におきまして必要とする十分のガスの供給ができないということで、関係方面に非常に御迷惑をかけておるようなわけでございますが、よくこの辺の事情が何に原因するかということを検討してまいりますといふと、必ずしもこの五ヵ年計画で考えておりますところの探鉱活動が十分に行なわれておらないというところに原因があるのではないかといふに感ぜられるわけでございます。特に、最近問題になりました帝石につきましては、そういう感じを非常に深くするわけでござります。たまたま同社につきましては、御承知のように、経営陣が今度一新されまして、新しい首脳のもとでこの再建をはからうということになっております。私も新しい首脳陣の方のいろいろお話を伺つておるわけでございますが、いま申し上げました点についての譲虚な反省をいたされました。後から十分に探鉱の面についてのおくれをとらないようにという実は長期間的な面から、いわゆる公共的な使命のある企業でございますので、そういった面から十分に探鉱の面についてあります。そういう考え方が最終的に意気込みで努力をしておられるわけであります。そういう考え方方が最終的には数字となつてしまりました場合には、

○野溝勝君　先ほど大臣からの答弁が一つ欠けておるよう思います。現状のごとき海外原油の輸入の状況から見て、日本の国際収支といふものの赤字は八億ドルをうんと上回るんじゃないかという不安さえあるんです。この点、大臣はどう考えておるかという点について、将来の国際収支の不安プラスマルファですね、海外原油の輸入がますます多くなるのですね、こういうふうな点について、大臣の御答弁がなかつたので、それはあとであわせてお答え願いたいと思います。

SKに対する出資が二億円、これじやあなたの方の姿勢というものは疑わしいと思うのですよ。通産大臣もあなたもよく相談されて、資源開発法の精神を生かすためにどうしたらいいかということを、前向きで真剣に大蔵大臣と取り組んだらしいと思う。この点は通産大臣並びにあなたほうにも私は忠告したわけです。特に私は、国内資源が足りないでしかたないでは済まされないと思う。それならこんな資源開発法というのは廢止してしまったほうがいいですよ。こんな資源開発法なんといふのは廢止してしまって、思い切って日本の国の産業としてこれを生かしていくのか。将来の国際收支の点から見ても、国内資源の開発、地域格差の是正の点から見ても、日本としては、これに力を入れるというならば、この採掘、試掘、これに力をどのぐらい入れるかということによって評価されると思うのです。

開発ということならば、私は財投といふそんなければなことじやなくて、むしろ単独立法によつて予算を計上してやらべきだと思うんです。そういうことです。そういう点を私はほんとうに國のためを思つておるんですよ、真剣に。専門家の意見をもとにし、探鉱にやれば、試掘をすれば、相当成果がある見通しがあるのです。しかし、ボーリングをやる、探鉱試掘をやるのは、ばく大な予算がかかるわけですから、ここで通産省も本腰を入れ、大蔵大臣も先ほど言われたとおり、原局は腹をきめて、モデルケースをつくるため、新潟であろうと、秋田であろうといいじゃないか。國の資源の開発には地域が限られていっていいじゃないですか。そんだけちな考え方方は昔の政治家の考え方ですよ。そんなことは、大臣、心配ない。どの県であろうと、日本の國の基幹産業の開発になれば、当然国民として喜ぶべきものと思う。どうかそういう点について、大臣の御答弁と一緒に、鉱山局長も、大臣のいるところで、あなたは情熱を傾げての答弁を聞かせてもらいたい。

たが、非常に大きな成果をあげて一千万キロリットルも引き取れるようになつたわけでございます。現在まだ北スマトラ石油の計画もござります。いろいろなものがございますが、やはりこういう問題に対しましても、日本人の手によつて採掘されるものでありますから、非常に国際収支に寄与するということに着目して、アラビア石油に対しても大体フル運転ができるようになりますし、また、その他の日本人の手による海外石油の仕事に対する理解ある態度で積極的に支援するという考え方でございます。

また、その上に、これらの原油を運ぶ場合に外国の船によつて運ぶといふ船貨の問題がござりますので、これらに対しては、ひとつ十分邦船を使うように——邦船を使った場合の差額などをうするかというような問題もございますが、いずれにしても、国際収支に大きき寄与するという意味で、こういう問題に対しても取り組んでおるわけでござります。

まあ、この問題は非常に大きくなり、年間六億ドル、七億ドル、十億ドルという非常に大きなものになるわけでありますので、こういう問題に対しても着目をし取り組んでおるわけでございます。

それから、石油資源の問題、帝石の問題に対しては、確かに帝石は私企業で、戦時中は国の特殊会社でございましたが、戦後は大蔵省の株も公開してしまつて私企業である。それから、石油資源もガスとなるべく配給して経営権を立てるようにもうような、まあ私どもが考へても、確かに問題の多い状態についになつてしまつたわけです

が、第一の段階として、石油資源開発会社法ができましたときに、御承知のとおり、二十五億、五年間で百二十五億ということで、政府は大体その二分の一を出資するということございましたが、当時の数字は、現在になりますと、まあ考えたとおりやったわけでもあります、いすれにしても、どうも夢が少し小さかったということになります。こういう問題に對しては、ただ地中に金をつぎ込むだけだという議論だけが横行しまして、私はあなたの先見の明に対しても非常に敬意を払っておる。私自身が、個人的にはそういう批判に耐えながら、こうすることが将来の日本のためにもなるんだという考え方にしてまいったのでありますので、それにしては、どうもこととしてはあまりよろしくないということともよくわかりますが、これらの問題は国民の理解を得なければならぬわけでありまし、特に経済学者とていうような人たちが、このようなものに重点を置いておらぬ、ウェートを置いておらぬ。通産省の局長がおられて、非常に言いにくい話であります、通産省の行政の中でも、どうも輸入するほう是非常にはであるけれども、鉱山局といふような歴史のある、ほんとうに日本の經濟再建に寄与してきたものに対しても少し冷淡な感じもいたします。こういうものに対しても、やはり国会でこういう議論を大いに出していくたいで、政府をバックアップしていただくということにしていただければ、私のほうも金を出しやすいわけござりますので、私も出したいという立場に立っておるわけでございますから、そういう意味で、ひとつこうすることを機会

に、やはり地下資源の開発、わが土地にある資源の開発を行なって、高度にこれを活用するということに対しても、新しい角度から取り組んでいかなければならぬ問題だ、このように考えております。

○政府委員(加藤悌次君) 先ほど来大臣から非常に御理解ある前向きの御答弁を伺つておったわけであります。が、私非常に心強く感するわけでござります。ただ、私ども事務的には一応やり得る最大限の努力をいたしてまいつたと申しますか、ただ、結果的に振り返つてみると十分の成果をあげてないんで、この辺の問題はさらに真剣に考えなければいけないという気持ちでおるわけであります。

こまかくなりますが、先ほど申し上げました探鉱が必ずしも十分でないという点について問題のございますのは、せんじ詰めると帝石の問題になると思います。五ヵ年計画の中でも探鉱に必要な資金はこれぐらい投入すべきだということで、國が直接御承知の地質調査所を用いまして調査をやつておりますが、それと石油資源開発株式会社その他一般企業ということで、分けた資金の量も掲げてあるわけございますが、地質調査所が國の手で直接やる調査につきましては、この五ヵ年計画の数字を上回つた実は予算をいただいておるわけでございます。本年も来年も二億といふことでございますが、本年度の予算是、地質調査所の予算是先ほど御指摘の層序試錐その他の地表調査を含めまして二億九百万円、予定では一ヵ所の層序試錐であつたわけですが、現実には二ヵ所となつております。来年度も同じく二億の目標の金額に対し

まして二億四千四百万万という実は金額をいただいておりまして、やはり層序つきましては、ただいま大蔵大臣からも御答弁がございましたように、現在資本金が百五十五億ばかりになつておりますが、そのうちの百億が國からの出資ということことでございまして、今まで設立以来この金を全部いわゆる探鉱活動に投入してまいつたということをございまして、ここ二、三年来からようやくその効果があらわれまして、開発したものが売れて、だんだんと赤字が少なくなるというふうな実は傾向にあるわけでござります。この石油資源開発会社の今後の活動について必要な資金の面は、今後は財投の裏づけによりまして資金の面からの制約がないようにしたいという基本的な考え方で、実は来年度の財政投融資に五億の政府保証債ということを御審議いただきようなことに相なつておるわけでございます。

それで、その他の一般企業につきましては、御承知のように、ほとんど大部分を石油資源開発会社と帝國石油会社、二社でやつておるという状況でございまして、率直に申し上げて、ここ二、三年來の帝石の探鉱活動が必ずしも十分ではなかつたということが言い得るわけでございまして、先ほど申し上げましたように、新しい経営陣のもとで再建計画なり今後の会社としての長期的な活動はどうあるべきかという御検討を現在いただいておるわけでございます。それができました場合に、

ひとつよく拝見いたしまして、再来年度になりますが、大蔵省にもよくお願ひして、帝石の活動に協力していくべき、こういうつもりでおるわけでござります。

○野暮勝君 では、意見だけ申します。責任を転嫁するようなことは相ならぬと私は思うのです。もうそれは会社も反省しなければならないが、行政指導の責任者も真剣にならなければいかぬと思う。先ほど大蔵大臣が言われたように、通産省の中央局でした、鉱山局というのは、このごろは何だかどうも外国石油原料輸入局となつてゐる。それが行政の中核みたいになっておる。これでは相ならぬということを申しておるんです。ですから、むしろ地下資源開発会社なりあるいは帝石なりに欠陥があつたら、大いに反省せしむることは必要ですよ。ですがれども、基本的な考え方の置きどころを間違っている。それこそ国家百年の計の信念のもと、国内資源の開発のためにはこれだけの金が必要なんだ。特にあなたたは権威ある審議会の答申もあることだからと言ふんだから、権威ある審議会の答申があれば一そりやりいいじゃないですか。そういう意味において、むしろ積極的に取り組んでやつてもらいたいと思うんですよ。要は熱情です。責任を負つたらどうです。もしその探鉱がうまくいかないという場合は、その場合は審議会がむしろ権威ある答申をしたんだから、それに基づいて行政指導するんですから、決してあなたの責任を追及するということに至らぬのです。だから、行政指導者はそれくらいの腹をきめてやってもらいたいということを希望して、打ち切りま

○委員長(新谷寅三郎君) 一時五十分
まで休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(新谷寅三郎君) 大蔵委員会
を再開いたします。

午前に引き続いて、所得税法の一部
を改正する法律案、法人税法の一部を
改正する法律案、租税特別措置法の一
部を改正する法律案、以上三案を一括
議題といたしまして、質疑を続行いた
します。

御質疑のある方は順次御発言願いま
す。

○柴谷要君 午前に引き続きまして、
こまかい点でございますけれども、御
質問をいたしたいと思います。

第三条に非課税法人という項目がござ
いますが、この非課税法人の中に、
民法第三十三条で法人の届け出をして
おります。団体の名が落ちておるような
ものがありますので、お伺いをしたいと
思うのであります。非課税法人に、
全国モーターボート競走連合会、こう
いうふうなものが落ちておるようでござ
いますが、これは非課税法人になつて
おらない民法上の法人でありますか
どうですか、これをひとつ伺いたいと
思うのです。

○政府委員(泉美之松君) いまお話し
の法人は、民法三十四条の規定により
設立した法人でございまして、した
がつて、所得税法第三条の一項八号に
該当するのでございまして、そこで、
この十号のほうには、それに似たよ
うな法人で、日本自転車振興会、自転
車競技会、日本小型自動車振興会、小刑

自動車競走会、こういった類似したような法人が特掲されておりますが、いまだお話しのモーターがポートのほうは、特掲法人には入っておりませんけれども、民法第三十四条法人として非課税にはなっております。八号のほうでございます。

○柴谷要君 次は、三条の二にあります「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益については、所得税は、その収益を享受する者に対しても課するものとする」、こう三条の二は規定をしておるわけですが、事実上そういう例があるのか、ひとつお教えを願いたいと思うのです。

○政府委員(泉美之松君) これは所得税、法人税を通じまして、実質課税の原則と私も呼んでおるのでございまが、所得の一応帰属すると見られておるもののが、單にその名義だけであつて、実質はかのものがその所得から生ずる収益を享受するというのでございまして、法人税法のほうは七条の三に同じような規定がございます。この実例でございますが、これはあくまでもあるわけでございますが、たとえば、これはまあ商法等の関係からいりますと、問題にならうかと思ひます、会社は自己の株を持つことは、例外はありますけれども、商法上禁止されておるわけありますが、その場合に、しかし、会社経営上からいきますと、やはり相当、株を現在の経営者が持つておらないと経営を乗っ取られる心配があるということからいたしまし

て、重役名義で株を持っておる。ただ、実際は重役が金を出したのじゃなしに、会社が金を出しておつて、実際には会社の株なんですかね、重役が名義人というよな場合があるわけでございます。しかし、これは商法のたまえからいいますと、それは商法違反だからおかしいということになるわけですが、税務の実務の上から申しますと、なるほど重役名義にはなつておるけれども、その株を取得するために重役が金を出したのじゃない。金は明らかに会社が支出しておるのだ。したがつて、その配当も、重役の名前で一応配当を得ますけれども、それは重役が自分で取得するのじゃなしに、会社のものになつてしまふ、こういう事例が相當あるわけでございます。その場合に、商法違反だから、税法もそういったものについて、名義人たる重役に課税すべきか、それとも実質の収益の享受者たる法人に課税すべきかといふ問題になるわけでございますが、私どもは、そういった名義にとらわれず、一応、名義人と実質所得者とないかといったよなことが論議されてしまうのに、民法上の行為を仮装をしておる場合、そういった脱税あるいは、ドイツの租税調整法なんかがありますように、民法上の行為を仮装をしておる場合、そこまでいっていまして、実質に従つて課税関係を考えていこうということにいたしておるのでござります。

○柴谷要君 三条の二の説明は、確かに条文上からいいますと、いま局長の資産所得であります株式とかいう場合に非常に多いわけでございます。それからまた、不動産所得、家屋、土地といったよな不動産所得の場合におきましても、ほんとうの名義人と、それから実際の生ずる収益を受け取るとのが違う場合、これはたくさんあるわけでございます。これは、たとえば土地でございますと、おじいさんと、それから裏地といふよな土地になつておる土地なんというものはざらだございます。しかし、実は

規定といたしましては、昭和二十九年に初めて入ったのでございます。問題は、この実質課税が原則だといわれているのは、名義人に課税するのじゃなしに、その所得の、実際の所得を受ける者に課税するのだというのはあたりません。より以上問題になるのは、ドイツの租税調整法なんかにありますように、民法上の行為を仮装しておる場合、そこまでいっていまして、実質に従つて課税関係を考えていこうということにいたしておるのでござります。

○政府委員(泉美之松君) 三の二の説明は、確かに条文上からいいますと、いま局長の資産所得であります株式とかいう場合に非常に多いわけでございます。それからまた、不動産所得、家屋、土地といつたよな不動産所得の場合におきましても、ほんとうの名義人と、それから裏地といふよな土地になつておる土地なんというものはざらだございます。しかし、実は

実質所得者とが違うということをねらいにしてこの規定を入れておる、この他の財産上の利益で、これは公職選挙法の第八十九条の規定によつて報告がなされたものは非課税所得で、いわば当然のことと規定したにすぎないということとも見られるのでござります。

規定といたしましては、昭和二十九年に初めて入ったのでございます。問題は、この実質課税が原則だといわれているのは、名義人に課税するのじゃなしに、その所得の、実際の所得を受ける者に課税するのだというのはあたりません。より以上問題になるのは、ドイツの租税調整法なんかにありますように、民法上の行為を仮装しておる場合、そこまでいっていまして、実質に従つて課税関係を考えていこうということにいたしておるのでござります。

○政府委員(泉美之松君) 公職選挙法の適用を受ける選挙の場合、いろいろ問題がございますが、その公職の候補者が選挙運動に関し金を受け取った場合のことを申し上げますと、個人から金をもらったという場合には、これは贈与でございます。そこで、贈与税の課税があるわけでございますが、これは相続税法の二十一條の三と十九條の規定による報告がされたものが、これは贈与税非課税といふ規定の第一項第四号にございまして、「公職選挙法の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で公職選挙法第百八十九条の規定による報告がされたものは、これは贈与税非課税といふ規定によっておりま

す。次に、第六条の非課税所得の問題で、六条の十四にございますが、「公職選挙法の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で公職選挙法第百八十九条の規定による報告がされたものは、これは贈与税非課税といふ規定によっておりま

す。次に、第六条の非課税所得の問題で、六条の十四にございますが、「公職選挙法の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で公職選挙法第百八十九条の規定による報告がされたものは、これは贈与税非課税といふ規定によっておりま

す。次に、第六条の非課税所得の問題で、六条の十四にございますが、「公職選挙法の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で公職選挙法第百八十九条の規定による報告がされたものは、これは贈与税非課税といふ規定によっておりま

○柴谷要君 法人は法人税、それから個人の場合には贈与税と、こういう形になって非課税になつておると、こういうことであります。が、それじゃ、一つの実例でひとつお尋ねしたいと思うのですけれども、かりに所得税を納めている者がある、いわゆる給与所得者が、かりに選挙の場合に分相応の寄付行為を行なつた、特定の候補者に行なつた、こういうものに対しては、所得税法からいきますと、何らこれは控除の対象にはなつておらない、こういうふうに思うわけです。そうするといふと、いかに贈与税のほうに規定はしてある、こういつても、その個人には何らの該当がされていない、こういうふうに考えるのですが、この法律はかゆいところに手が届くような法律ではない、こういうふうに思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(東美之松君) いま申し上げましたのは、公職の候補者が金を受け取った、受け取つたほうの側を申し上げたのであります。が、今度は金を出したほうを申し上げますと、出したほうが法人でござりますと、これは法人の立場からいいますと、寄付金ということになります。そこで、その寄付金につきましては、法人が出した寄付金

はすべて損金になるというわけではございませんで、寄付金を損金算入にすることにつきましては限度がございます。資本金の千分の二・五と所得の百分の二・五との合計額の二分の一といふのが寄付金の限度になつております。その限度内でございますと、法人が出した場合に、その法人が出したものは法人の所得から損金として引かれます。寄付金の限度を越えておりますと、損金になりません。それから次に、出したほうが個人である場合でございますが、個人が出した場合に、これは贈与したほうの話になるわけでござりますが、その場合に、御承知のことなります。所徴税には寄付金控除という制度はございますが、この寄付金控除というものは学校とかあるいは教育関係のことなどに重点を置いておりまして、公職の候補者に金を出したから、それが寄付金控除するということはいたしておりません。そういう意味では、出したほうが法人であるか個人であるかによつて、お話をとおり違いがあるわけござりますが、個人の場合、それは柴谷委員すぐおわかりのとおり、公職の候補者がそういう個人から金をもらつて、出したほうの個人は税金がかかるのだということになりますと、まあこれは柴谷委員すぐおわかりのとおり、公職の選舉に関連しておかしな事態も生することになります。金を出した者によつて支配されるということともござりますので、そういう点からいたしまして、公職の候補者に金を出して、それを寄付金控除するというのは適当でない。これはまあ外国でも寄付金控除の制度はござりますけれども、どこの

国でも、そういった場合に、政党ないし公職の候補者に出したものを控除するという制度はとつております。これは結局、選挙とかそういうものの公正を守るという点からもきておるんじゃないかと思いますが、法人と個人で若干違うことがあることは確かでございましてけれども、個人の場合そこまでくのは適当でないという考えに立っておるのでございます。

いうところで一考されないかどうか、こういう質問をしたいと思うのです。この点はいかがでしよう。

○政府委員(泉美之松君) 「公益の増進」という場合に何が入るか、この解釈につきましてはいろいろ御意見があろうかと思います。と申しますのは、公益ということにつきまして、民法三十四条におきましては、公益ということについて明確なる定義はなされておらないでござります。そういったことからいたしまして、とにかくそれによって範囲が公益に属するかということについて明確なる定義はなされておらないでござります。そういったものではないかといったような解釈があり得るわけでございます。したがつて、お話をのように公職の選挙といふものは、会社とか法人とかいったようなものに基盤を置くべきでなしに、個人に基礎を置いて行なわるべきだという考え方ももちろんあるうかと思います。したがつて、そういう場合に、そういうふうに解して、個人が寄付をするということが、公職の選挙を明朗にし、そしてそれが「公益の増進に寄与する」のだというまでの解釈は困難ではなかろうかというふうに考えておりまして、従来から民法の規定にありますように、「宗教、慈善、学術」「其他公益」という、「其他公益」にはそれほど広いものは入らない。結局文化の向上、社会

福祉の貢献、そういうものが公益ではないかというふうに考えておるのでござります。所得税法の施行規則の六条の三におきましては、そういった趣旨でいまの公益の範囲というものにつきまして、どちらかといいますと、学術あるいはせいぜいそれに関連しまして私立学校の学校の設置といったようなところまでは「公益の増進」に入れておりますけれども、それ以上は「公益の増進」に入れるのはいかがかというふうに考えております。

ただ、考え方によりまして、選挙に関連してだけは、法人から公職の候補者が金をもらうというのは好ましくないので、むしろ個人からもらうべきだ。したがって、法人から公職の候補者に金を出す分については、これを制限すべきだというようなことは、これはアメリカなどでも行なわれておりますして、そういう方向は今後検討すべきではないか。法人から寄付させるのでなしに、個人から寄付をつるというのが望ましいのではないかということは、今後検討すべきだと思っております。

には間接になるのです。この人が当選をしなければ公益のためにがんばつていただくということにならぬから、それはたいへんな公益の増進のためになれども、将来公に思ふると思ふるのです。だから、これを軽んじてもらつては困る。ただ、いろいろな選挙との関連性があり、当面の状態においてはできないけれども、将来公益の増進という面については高いものであるから考慮してよろしいというくらいの答弁があつてしかるべきだと思います。

次に移りたいと思います。第八条の十一項に、年度途中で納税義務者の配偶者が死亡し、それから納税義務者の再婚があった場合、それから四項の障害者、それから六項二号の寡婦の範囲についてでは命令で定める、こう規定してありますので、これは途中でなくなりました。

配偶者が生れたりするわけですから、一項から三項までの該当の問題、それから四項の障害者、六項に二号にわたり寡婦の定義がきめてあります。しかし、「寡婦の範囲は、命令でこれを定めます」、こうあるのですけれども、この法律の八条十一項の内容について、少しく教えていただきたいと思いま

す。

○政府委員(泉美之松君) お話を点

は、所得税法施行規則の五条以下にそ

ういうことが書いてあるわけでござい

ますが、まず第一に、年の中途におき

まして、その年中に納税義務者が再婚

した場合におきましては、控除対象配

偶者は一人だ、つまり死亡するまで一人配偶者がおって、それから死亡した後また再婚したから配偶者は二人じゃないか、という説もあるかと思うのでございますが、しかし、それは前の配偶者のかわりになつただけで、配偶者を二人持つたのだというわけにはいかない。したがつて、所得税の配偶者控除をするときには一人分だけしか引きませんというのが、五条の二の第一項の規定でございます。

それから、その次は、障害者の範囲でございますが、それは施行規則の六条に書いておりまして、これは非常にこまかいことでございますけれども、その身体障害の程度に応じまして非常に障害者というものの範囲をこまかくきめておるわけあります。これは非常に十二号までございますが、「心神喪失の常況にある」これは当然でございます。それから「両眼の視力が全く喪失した者」これも当然でございましょう。それから「両耳の聴力が全く喪失した者」これらは、非

常にめくらに近いような人。それから「両耳の聴力が全く喪失した者又は両耳の聴力が耳かくを近接しなければ普通の話声を了解することができない者」、それから「言語機能を全く喪失した者又はその機能の障害に因り職業能力が著しく阻害されている者」、それから「せき柱、胸かく、骨盤、軟部組織の高度の障害、変形等により職業能力が著しく阻害されている者」、それから「常に就寝を要し複雑な介護を要する者」、半身不自由に因り

職業能力が著しく阻害されている者」、こういったような者を入れておるわけでございます。

それから、その次に、寡婦の範囲でござりますが、普通は寡婦といえば夫が死亡した場合、残った妻が寡婦に該当するわけでございますが、問題なのは、夫の生死が明らかでない場合に、どういう状態にあれば寡婦と呼ぶことができるか。そこで、まず第一

は、太平洋戦争の終結の当时、もとの陸海軍におりまして、そうしてその後日本にまだ帰つてこないという状態にお

いて、これは寡婦と見ていい。これは、まあ夫が生きておるかもしませんが、死んでおるかわかりませんけれども、まだ帰つてこないという状態にお

いて、これは寡婦と見ていい。これは戦争のときのあいつたことで、生

死の必ずしも明らかでない人が相当お

りますので、そういう扱いにいたしておるわけであります。それから、それ

は戦争のときのあいつたことで、生

死の必ずしも明らかでない人が相当お

りますので、そういう扱いにいたしておるわけであります

外的なケースで、そうざらにあるわけではございませんけれども、ときどきございます。結局、まあ夫が何かの理由で外出したまま三年以上帰ってこない、しかも、夫がその所得の起因たる資産を残しておって、その資産から生ずる所得があって、夫がいなくなっています。そういう場合、まあ本来からその家族としては生活はいたしておりますけれども、しかし、夫の生死は不明であるといったような事例は間々ございます。そこでございましょうから、税務署へんでございましょうから、税務署のほうに申告していただければ、それはゆいところに手が届くというようなことからいたしますと、さぞかしいましたと申告していただければ、それは寡婦控除をいたしますよということは、もちろんお知らせすべきであるし、またお知らせいたしておると思いますが、ただ、まあ遺族と申しますか、あとに残された人の心情を思いましたが、もう自分の夫はなくなってしまったんだというふうにお考えになりたくないという気持ちもあるうと思いますので、単に税法上の負担だけの問題から、そういうふうな扱いを受けたくないという気持ちの場合もあるうかと思います。

そこで、これはなかなかなデリケートな問題になるわけでございますが、何もそういう税法上の問題だけであつて、事実問題として夫がなくなつたというふうに考える必要はないわけなんですが、まことに夫がなくなつたければ、申告してだけお考えいただければ、申告していただければいい。しかし、まあそれだけのお気持ちにもなりたくないところでございまսから、税の負担の問題としてだけお考えいただければ、申告をしておけばいい。しかし、まあそのうかと思ひます。

けにもいかないという、かなりケートな問題になろうかと思いたがって、残された方のお気持いうものも、まず大切にいたしてしていくべきではないか、かようてております。

の予算第一案に提出する旨を有する。この三者の場のうち、農業の所得は翌年に延びるわけですが、もちろんその年が経過いたしませんと、その年の所得の全体は確定いたしませんので、いずれにしても、最後の納税は翌年に延びるわけですが、しかし、その年のうちに納税を始めるというやり方をとっておるのが普通でございます。で、わが国におきましては、予定納税を原則として、三回に分けて予定納税をやっていくという考え方にしておるのでござります。したがって、前年確定申告を提出いたしましたそういう事業所得などをもつておる方は、七月と十一月と三月に、前年の所得を基準として、当年の税法で計算される税額を一応三分の一ずつ、七月、十一月、三月に納めるという予定でやっていきなさい、そして前年の所得に対しても、当年の所得があえた場合、その場合には、翌年の三月に第三期分を納めるわけですが、その第三期分のほかに、ふえた所得についてふえた税額分を納めていただくということになつておるのでございます。

ただ、農業所得の場合におきましては、御承知のとおり、米の収穫ということが秋になります。したがいまして、七月というころはちょうどまあ米をつくるために肥料も買ったといったらどうな状態でございまして、まあ現金

収入のあまりない時期でござりますので、農業所得者につきましては、七月に納税していただくのは酷であろうということからいたしまして、十一月と三月の二回に納めていただく。したがって、予定納税額を二分の一ずつにしまして、十一月に二分の一、それから三月に残りの二分の一、そしてもしらその所得があえた場合に、所得があえたことに対応する税額は三月にもう一ぺん納めていただく。もつとも、その場合におきましても、あとで申上げたいと思っておりましたが、予定納税額に比べまして、その年の所得が非常にあえたために、たくさん税額を三月十五日に納めなければならないといふような事態が起きましたと、これはふえた分についての納税のある割合を二ヵ月延ばすことができるよう制度をとっております。そして三月に納税すべき税額が集中するのを避けておるのをございます。ただ、農業所得者の中でも、米作中心でないような農業所得者の場合におきましては、これはまあ七月ごろ、もちろん現金收入——野菜なんかをたくさんつくつておるような農家でござりますと、七月に現金收入があるわけでございまして、これは別に差しつかえがございませんので、そういう年二回、予定納税を二回に分け行なうものは、特別農業所得者といふことに限つておるのでござります。

返しになるのですか。たとえば三月十五日までに幾ら不足しておるから納めますね。この延滞料。それから、総合確定申告を行なつて過払いということが三月十五日に納まらないで一日でも二日でもおくれますと、延滞料がつきます。これについてくる利息と、それから延滞の場合の利息と同率であるかどうか。それから、一体、過払いをした場合に、三月十五日できちんと帳じりはわかるわけですから、あなたは余分に幾ら納めたということを税務署から納税者に通知をしてくれますか。それが何ヵ月たつたら手元に来るのか、こういう点がおわかりでしたら、ひとつお願ひしたい。

が、督促しても、なおまだ十日たつても納めぬという場合には、これはやむを得ないことで四銭ということになつておるのでござります。

ざいまましたが、年の中途で、源泉徴収の給与所得の場合などにおきましては、本来の納めるべき税額というものが、そもそも幾らかということが問題でござりますけれども、途中で取り過ぎたり取り足らなかつたりすることは、これは源泉徴収義務者の徴収事務におきましては、よくあり得ることでございます。これはまあ、前月の分は翌月で調整するというようなことを措置でとりまして、年末までいって、年末調整で全部片をつけていただくと、いうことになつております。したがつて、その途中で取り過ぎた、取り足らなかつたという事態がありましても、これにつきましては、還付加算金といつたような制度はございません。したがつて、源泉徴収で取り過ぎておきましたが、それは年末調整の際に、徴収義務者のほうで翌年の源泉徴収税額に充当するか、あるいは税務署のほうに話して還付してもらうかという手続をとるわけでございまして、その手続をとつて還付なら還付することになつて、初めて還付加算金がつくことになつております。

場合源泉徴収税額が多過ぎて、還付しなければならぬ場合がございます。これは申告をしていただきまして、そこで還付するわけでござります。これにつきましては、これは国税庁のほうからお答えしたほうがよろしいかと思ひますが、現在のところ、できるだけ早く還付をするようなど、手続をとっております。しかも、三月十日から十五日ごろになりますと、非常にふくそういたしまして、金額が一定額以下の場合は、現状におきましては、かなり早く還付いたしておりますはずでござります。しかし、三月十日以内で還付も参りかねますけれども、それ以前でございますと、税務署にそういうた還付の申告書が提出されますと、おおむね二週間、あるいは二十日以内で還付ができるようになつておるはずでござります。ただ、金額が非常に多額のような場合におきましては、調査する必要がござりますので、これは若干おくれるかと思いますが、普通の還付の場合でござりますと、かなり早目に還付いたしておりますはずでございます。

○柴谷要君 こまかいようですけれども、その還付の加算金、いわゆる還付金に対しても二銭もつくというのは、三月十六日以降につくわけですね。かりに二月上旬に確定申告を行なつて、そこでもうすでに過払いがあるということが認定されましても、それから手続をされて、一週間ないし二十日ぐらいで手元に来るかといふと、来ないのであります。三月十五日を過ぎて初めて手続をされてくる。ですから、三月十六日から多少のものがついてくるわけですね。そういうふう。それで途中でもつて、まだ

来ないかと聞くのです。そうすると、もう近々に行きますといつて、なかなか来ない。これは、いわば納税者のほうからいうと督促なんです。督促をされてからは、これは四銭に引き上げてもらわなければ間尺に合わない。ところが、うつかり失念しちゃって、源泉徴収で取られているから、これはいいんだなと思うと、過不足があつて、延滞だといってどうらいやつが取られるのです、一通のはがきだけで。これは、徴税の技術上からいって検討する必要があると思うのですが、これは局長さん、いかがでしょうか。

ランスを今後検討すべきだとは思いません。ただ、この還付加算金をいつからつけるかということにつきましては、確定申告書を提出したときからつけるべきか、それとも法定申告期限である三月十五日まではつけないで、三月十六日以降つけるべきか、これは制度の問題としていろいろ論議があろうかと思います。

いずれにいたしましても、お話のように、国民感情からいいたしますと、納めるほうからはきつく、延滞税も二銭がすぐ四銭になる。ところが、返すほうにつきましては、そうでないといつたような点は、国民感情の問題として十分今後検討しなければならぬ、かように思います。

○柴谷要者　たいへんこまかいことのようですがれども、切実な身に迫った問題なものですから、こういうことをお尋ねするわけですが、還付金についてつけることは、やはり三月十五日締め切りで、三月十六日からでけつこうだと思います。それ以前からよこせとか、いうことはいかぬ、こう思いますから、その点は別に配慮は要らないと思うのですが、二月一日なら一日に申告をしまして、明らかになつてすぐ返します、こうしたことありますから、局長さんは税務署の実情を知らないから、そういうのです。私は二月十五日に行つて、税務署の職員の員の中で仕事をやっておりますと、とてもできるものじゃない。ですから、一応三月十五日の最終の締め切りが終わりまして、できるだけ早くということで馬力をかけて、ようやく早く着いて一ヶ月、そういうことで、これは税務署の職員の諸

君も努力をしているので、怠慢ではありません。そのくらいの今日の実情なのです。税務署の実情は、ですから、われわれは無理を言いません。そういうことは早く返せと無理は言わないが、あまりにも、あなたのおっしゃるよう、確定申告をして決定したのだから、すぐこれを計算をして、すぐ返してやるという気持ちはありがたいが、現在の税務署の実情から、それはできません。ですから、現実から離れて議論をしたくありませんので、そういう点も、やはり認識をされておかなければいけないかと思います。

それから、年々経験をすることでありますけれども、源泉徴収票を総合所得申告につけるのはけっこうです。これは当然その人の所得ですからつけられなければ、税務署も仕事がしにくいくらいなわけです。ところが、生命保険の控除額以上の一括掛け金については証明でありますとか、医療控除であるとか、いろいろなものをつけるわけです。たとえば生命保険でいいますならば、九千円以上の一括掛け金につけると、最近、生命保険の領収書にひとつしまるのははがきで来ます。はがきで来ますから、それで途中から下が掛け金のあらわになつていて、たいへんな手数をわざわざわざです。それが一つくらいならないが、一万円のやつを三つ、四つ入っていると、これを張って申告するというのではなくなります。それがかりませんが、計画的にやっても、相当時間がかかる。しかも、税務署ではそういうものが張られた書類を扱うのですから、

二%でございますが、ただ、その場合に考えなければなりませんのは、過去におきまして行なった場合、その自然増収の額という自然増収の額の出し方でございますが、当初予算におきまして出した自然増収の額に比較するのがいいのか、それとも当初予算をつくつた後に、その年度経過中に自然増収がないふ出てきております。本来ならば、自然増収というものは前年度に対して当年度の実際ふえた額が自然増収の額になるべきだと思うのでございまして、当初予算に計上した自然増収の率で見るべきかどうかは問題だと思います。そういう意味では、三十九年度の六千八百二十六億という自然増収は、かなり多い目の数字でございまして、多い目と申しますか、かなり一ぱいの自然増収を見込んだ数字でございまして、そういう意味では、年度経過中に従来のごとく非常に多くの自然増収を生ずるということはなかろうかと思います。そういう意味では、自然増収の額に対する率だけ減税の規模を判定すべきものではなかろうと思います。

す。それからあとでは、三十七年度に、所得税につきましても、また間接税、酒、物品税、こういったもの合わせまして、相当大幅の減税を行ないました。このときは揮発油税の増収はございませんが、所得税、法人税、間接税合わせまして九百八十七億円の減税が行なわれたのでございます。この二つが、まあ昭和三十年以降の減税としてはかなり大きな減税であったと思つております。

きましては自然増収は四千六百七億、その上に前年度剩余金受け入れ増が今度は逆にありまして、増加財源が五千七百七十五億、したがつて九百八十七億の減税を行なつましたが、率として一七・〇%、本年と同じくらいになつております。

先ほど私、三十九年度の増加財源を四千八百九十億と申し上げたつもりでござりますが、失礼しました。六千八百九十億と申し上げたのは間違いでございまして、四千八百九十億でござりますから、八百三十六億は、その一七・一%に当たつておるわけです。

○業谷要君 まあ自然増収額なんといふのは、先の先のこととで、六千八百一十六億が大きいとか小さいとか議論を幾らしたつて始まらないと思うのですが、これより少ないということはどうしてもないと思う。おそらく、それが少ないと、今まで政府が年々自然増収というものは安全圏を見て低くと見てきましたから、これより低いなんということはない、上回ることは明らかだと思うのですが、まあそろそろ内容を持つていてるにかかわらず、揮発油税とかあるいは取引税等を設定したために、こういう額になつたということになるわけがありますが、そぞろぞろ規模から見ますると、私どもが過去の計算をしてみると、いま局長が仰説になりましたように、多いときになると三百九十五億もやつて九二・九%が、三十九年の減税は、たいへんなヨーロッパンを掲げて選挙戦を有利に戦つた。こういう時代があつた。とこそこそ

抜いて、さて国会が開かれて済る案が出され得ましたらば、現実は少しく違つた。こういうところに私ども社会党ですが、今後大いに政府としても検討し直してもらいたいということで、この法律案の内容について討議しておるわけですが、私一人、きょう一日しゃべつていても、何か同僚議員に申しわけない感じがいたしますので、あらためて材料をそろえて、また再び相まみえたと思いますので、きょうはこの程度でひとつ質問を終わつておきたいと思いますが、この次は、少しく党的方針を加味した質問を展開をしてまいりたいと思いますので、よろしく御準備のほどをお願いして、たいへん御協力いただきたいことをお礼申し上げまして質問を終わります。どうも委員長、ありがとうございました。

得者はなおさらじゃないかと思う。そうなければ、大体いやがって、めんどうくさい、もう多少税金を高くかけられてもしかたがないから、泣き寝入りする方のほうが多いんじゃないかと、こういうような感じすらするわけです。

そこで、特にこの大衆に密着する重大問題でありますので、局長としても鋭意、いままでもそうちした問題を専門的におやりになったお立場から、いろいろ理想や、また今後の方向をお考えになつていらっしゃると思うのです。が、一体、いつごろになればもっと明瞭にして簡単——明瞭簡単といいましょうかね、だれにでも了解ができる、快く納めるその体制がつくられるのかということについて、一応の大体このくらいの期間があればできるとか、なかなかむずかしい問題かと思いませんけれども、その点について、あわせて抱負をお聞かせいただきたいと思うのです。

税と所得税と租税特別措置法、この二法の関係を中心に考えておるのでござりますが、この全文書き直したしまして法的に整備を行ないたい、かようになります。しかしながら、この法的整備をいつやるかということにつきましては、私どもは、できますれば昭和四十年度の改正のときには所得税、法人税は全文書き改めたいと考えておるのでございますが、ただ、そういたしますと、今まで所得税は大体七十条余りの規定になつておりますが、今度は規定としましては、法律の条文の数はもつとふえると思います。と申しますのは、租税法律主義のたまえからいたしますと、現在の規定では、政令以下に規定されていることできわめて重要な事柄がござりますので、そういう事柄は法律にあげてこなければならぬ、こういうふうなことがありますので、条文の数はいまの七十条余りから倍以上にふえると思います。しかし、それでも、今度は法律を見れば大体のことはわかる、計算のこまかい手続は政令を見なければわからないけれども、法律で大体の概念は得られるというような形にいたしたいと思つておるのでございます。

ただ、その際に考えなければなりませんことは、日本の所得税の制度は、いろいろな控除にいたしましても、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、これは当然といつてしまして、そのほかにいろんな控除、所得控除にしましても、税額控除にしましても、非常にたくさんの控除がございます。これらの控除がある程度整理され得ないと、申告書の複雑性というものはなかなか変わら

○**岩谷邦彦君** お話を意味、十分了解いたしましたが、ただいまのお話ですと、控除項目ですか、たいへん複雑であります。確かに一つやるとおり、控除の内容を見ましても、それ 자체は正当でありますも、何とかこれを整理されないものであろうかというような考えを深く持つわけです。そうした点なんかについても十分考慮されておると思いますが、いまお話しのように、昭和四十年度を期されて税法全般に対する改訂を試みられようとしておられるようになりますから、それに期待したいと思いますので、当局としては鋭意その方面に向かって力を固めていただきたい、このように思うわけであります。

次に、お伺いしたいことは、非常に連係のないような問題であります。大蔵省のほうから提出していただきました資料によりますと、今回損害保険料の控除が決定を見る段階に至つて、いるわけであります。これを見ますと、普通物件、工場物件、倉庫物件、こうあります。おそらくこの表にあらわれておる普通物件の昭和三十七年度に示された千円について四円二厘ですか、こ

れは平均値を出された金額ではないかと思うのです。今日、一般給与所得層の生活環境を考えてみますと、団地その他アパートに住んでいる方が非常に多くございます。そうしてみた場合に、アパート割り増しとか、そういうものがつきまして、基本料率にそういうものが加えられていきますと、適用料率が相当またふえていきます。そうしますと、実際に、これは一つ一つの物件について当たってみなければわからないと思いますが、大体推算いたしますと、普通火災保険に加入されるであろうところの人は、せいぜい三、四十万、多い人でも五十万程度くらいの金額にしかならないのじやないか、二千円の控除額であれば。やはり今日のいろいろな物価高、そういうような経済的な客観情勢というのを考えてみた場合に、もし万が一のことがあつた場合に、はたして五十万やそこらで生活をもとのとおり築いていくことができるかどうか、非常に疑問な点があるわけです。かりに、いまここで百万以上になりますと、二千円という保険料を低限の保険金額であり、またあるいは二千五百円、三千円、これはもうおそらく今日の給与所得層にとっては最も適した保険料ではないか、このように思つておられますと、答申の内容も御検討なさつていらっしゃると思いますが、どういうところからお出しになつたのか、まずそれをお伺いしたいと思うわけです。

おりまする税制調査会の答申にはないものでございます。自由民主党の税制調査会の税制改正の大綱にあるのでございまして、そのいきさつはともかくともいたしまして、お話を普通の短期保険の場合の二千円の限度についてでございますが、これにつきましては、掛けてお話をいわゆる短期の火災保険につきまして、統計につきましていろいろ調べたのでございますが、お話をようやくに、火災保険料というものは家屋と家財が中心に考えられているわけでござりますが、その場合の保険料といふものは、非常にその家屋のある場所によって違うのでございまして、都市の中心の過密住宅でありますと、危険性が大きいということから保険料が高い。いかがのほうへ参りますと、類焼のおそれがないというようなことで、保険料は非常に軽いのでございます。その差が、実はいろいろ調べてみると、十八倍の差があるのであります。したがって、保険料控除をいたします際に、どういう金額を控除すべきかということを非常に考えたのでございました。

千円の控除として出発して、この保険料の控除がどのように有効に使い得るかどうか、その事態を見た上で、将来引き上げを検討したい、こういう気持ちで実は創設いたしたのでございます。

創設にあたりましては、外国において、わが国独特の制度もありますので、いろいろそいうった点と、それからこの話が起きましたのは、実は減税率が進んでいきました、大体減税の規模が固まつたころに、どうしてもこれをやるという話になりましたので、おのずから減税財減との関係もございまして、控除の額がそいうふうにならざるを得なかつたのでござります。そういう点からいたしますと、今後これによつて七十万円ぐらいで、家が焼けたから、あるいは家財がなくなつたらといって、それで今度新しく家を建てたり、あるいは家財を買うには不十分ではないかということは、お話をとおりでございます。それらの点につきましては、今後検討いたしたいと思っております。

ただ、考えなければなりませんことは、こういう損害保険の控除という制度につきましては、何と申しましても、生命保険と違いまして、それだけの財産価値がないと、それだけの保険にはいられないというのが今までの制度でございます。したがつて、今度は損害保険自体の制度につきまして、いまの建物は非常に古くなつておるけれども、今度建て直する場合には相当の建物が建てられるだけの保険に加入できるという制度にならぬといけない

のございまして、この保険料控除だけではそこまでは救えない、保険自体がかけられないようになつておつてはいたし方ないのでございます。保険自体をそういうふうに直すのが先決であろうと思つております。これは銀行局のほうにおきましても、そういうた積み増し保険と申しますか、付加保険と申しますか、そういうた制度を考えて、今年じゅうにそりいいた制度の発足が行なわれるようござりますので、そういうた制度が行なわれますれば、その保険料といよくなことをも検討いたしまして、今後さらにこれについて検討したいという考え方を持つておるのでございます。

○渋谷邦彦君 そうしますと、近い将来においては、二千円以上の控除は考えていく、こういうふうに解釈してよろしくうございますが。

○政府委員(泉美之松君) いま申し上げましたように、損害保険の制度自体におきまして、いまの財産価額だけを基準にするのではなく、将来建て直すということを考慮したような保険制度に直すことが行なわれます際、それとの関連におきまして、保険料控除の金額を検討し直したい、かよう思つておるのでございます。

○渋谷邦彦君 現在の保険関係の仕事変えるということは、多分に問題が大きいだけにあるんじやないか、このように思うわけですが、ただいまいろいろ地方や都市の例を引かれて話をされたことは、私も十分了解をしておりまます。むしろ銀行局、担当局長がおりませんので、これ以上申し上げるわけに参らないと思いますが、やはり税制に

関する問題がからんでまいりましたので、主管の局長ではないかも知れませんが、この点を検討されるにあたりまして、当然銀行局長と連携を保ちながらう、こう思いますので、できるだけ早い機会にやはり、せっかくこういう損害保険料控除というものができたわけありますから、その精神に沿つてありますので、その点についても十分ひとつ御検討いただきたい、かよう思つておるのでございます。

次にお伺いしたいことは、先ほどもお話を途中ちょっと出たようになりますが、公益法人と収益法人の問題についてであります。もう一度確認の意味で、公益法人と収益法人の厳然たる違い、また現在どういう団体についてお話をしたものが適用されているか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(泉美之松君) 最初に、先ほどの損害保険料控除に関連して申し上げたいと思いますが、いま申し上げましたように、保険制度自体について積み増し保険ができるような制度の改正を銀行局のほうで、おそらく今年じゅうに発足するだらうと思いますが、それを相談しながら今後保険料控除の問題を考えていきたいと思っておりますが、ただ、損害保険料控除につきましては、いま一つ考えなければならぬ点がございますので、それもあわせて申し上げておきたいと思います。

○渋谷邦彦君 現在の年金福社事業團、簡易保険郵便年金福社事業團、

労働福祉事業團、こういった全額政府出資の事業團、雇用促進事業團、産業地域振興事業團、金属鉱物探鉱融資事業團、それから公庫でございます。

○渋谷邦彦君 全部読むとたいへんですか、いいです。

○政府委員(泉美之松君) そういったところのものが載つておるのでございまます。その考え方には、いま申し上げましたように、非課税法人というものは全額政府出資か、あるいはその営んでおる事業といふものの性格が非常に公共性が強い、したがつてそれについては一切法人税を課さない、それから、そういうものが載つておるのでございまます。その考え方には、いま申し上げましたように、物品販売業とか印刷業など、その営んでおる事業の性格が変わつて、そういう法人が公益事業を営むには課税しない。そしてその場合、収益事業から得ました所得の三分の一は寄付金として扱つて公益事業のほうに使つていいと、こういう制度によつて、そういう法人が公益事業を営むかわり、その財源としてある程度の収益事業を営むことを認めておるのでござります。

○渋谷邦彦君 そうしますと、あくまでも政府より全額出資を受けているそういう団体については全額非課税であると、こういうお話をございますが、民間団体でこの適用を受けているようないいといったような収益事業を営んでおる場合に課税するというのでございません。これが日本赤十字社、商工会議所、商工會、同連合会、民法三十四条の規定により設立した法人、社会福祉法人、郵便募金管理会、宗教法人、学校法人、それから私立学校法六十四条规定のいわゆる各種学校法人、それか

ら弁護士会、弁理士会、税理士会、それからの連合会、それから労働組合法十一項の規定に基づく法人たる労働組合、それから国家公務員……

○渋谷邦彦君 全部読むとたいへんですか、いいです。

○政府委員(泉美之松君) 民間団体と申しますが、非課税法人の中では、いま申し上げました日本放送協会、それから日本中央競馬会、それから健康保険組合、これは民間団体と言えると思

○渋谷邦彦君 民間団体の中、いま中央競馬会というのが問題になつたのですか。
ですが、中央競馬会を非課税とした理由はどういうところにあるのですか。
○政府委員(泉美之松君) これはまあいろいろ問題のあるところでござりますが、結局、日本中央競馬会は、それによって馬匹の改良を行なうということが主たる目的になつております。これが非課税法人として扱われてきておるのでございます。
○渋谷邦彦君 もしそういうような趣旨のもとに非課税となつたならば、そういう内容を含んだ団体においては全部適用になるんじゃないのかというような考え方を持つわけです。たとえば、わずかな整理費でもって大衆のために音楽を聞かせてやろう、あるいは映画を見せてやろう、それにちなんだ講演会をやつたと。ところが、実際問題として、その整理券として発行した何が、税されているという現実の問題があるわけです。大衆が非常に喜ぶ場合と馬匹の改良と、これ問題にならないと思うのですがね。これについてどういう違ひがあつてそういう結果になつているのか、お伺いしたいわけですね。
○政府委員(泉美之松君) 中央競馬会があれに入ってくるものに対して入場券を売りまして、その入場税はもちろん納めていただくわけでございますが、この中央競馬会が営んだ事業から生ずる収益に対しましては納付金の制度になつております。法人税のよろ余金は全額国庫に納付すると、そしてその納付した金は政府の歳入になると

いうたてになつておるのでございまして、法人税のように税金を取つて、なお残りを与えるというのではありません。これは先ほど申し上げました専売公社などにつきましても、同様でございまして、納付金で納めていただく、そして法人税は納めないと、いう形にいたしておりますのでござります。

ただ、ここで非常に特異なのは、ここにはもちろん出ておりませんけれども、日本銀行が非常に特異な制度になつております。これは御承知のように、日本銀行は株式会社になつておるわけでございますが、これは日本銀行券を発行するという特定の仕事がありますので、これには法人税をかけた上できらんに納付金を取るというふうに二重になつていますが、それ以外のものは、ここにあげております三十四条法人は、いま申し上げた中央金とか、専売公社といったよなのは納付金で処理することになつてゐるのでござります。

○渋谷邦彦君 そうしますと、実質的にはまあ課税されているみたいなものだということになりますか。

○政府委員(泉美之松君) 実質的には課税されている以上になるわけでござります。法人税を納めるなら、法人税を納めた残りは自分のものになるわけですが、残りが自分のものにならぬで全部国が召し上げると、いう制度になつてゐるわけであります。

○渋谷邦彦君 そこで、もう一度、くどいようですがけれども、念のために伺つておきたいことは、公益という定義でございますが、どのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(泉美之松君) この公益と
いうことにつきましては、先ほども申
し上げましたように、民法三十四条に
規定がございまして、その公益の範囲
がどこまでであるかということにつき
ましては、なかなかはつきりした線と
いふものはございません。したがつ
て、民法三十四条法人を設立する場
合、これは大体都道府県の知事がその
設立の認可をする。ただ、その営む事
業の種類によりましてその主管省があ
る場合がございますが、特別の場合を
除いて普通は知事が行なうことになつ
ております。そこで、その場合の公益
の認定ということは、結局知事さんが
公益法人を認可する場合になされるわ
けでございます。その認可というの
が、いま先ほど申し上げましたよう
に、特定の数人のものでなしに、それ
によって受ける利益が相当広範に及べ
ば、まあ公益法人だといったような解
釈で公益法人の設立が認可されておる
ようでございます。そこで、税法にお
きましては、そういう民法三十四条法
人につきましては、どうしてもそれが
収益事業を営んでいる場合には課税せ
ざるを得ないということから、いまの
四条法人には入れないで、五条法人に
入れていいわけがございます。

○政府委員(泉美之松君) 収益事業法人と公益法人と
収益事業法人というのには、必ずしも相
対立する概念ではなくて、公益法人で
ありながら同時に収益事業を営むとい
うことは当然あり得るわけでございま
す。したがつて、各都道府県知事が民
法三十四条の規定によつて公益法人の
設立の認可をする場合におきまして
は、先ほども申し上げましたように、
その法人を設立することによつて行な
う事業によつて社会一般の人が利益を
受けるような場合には、大体設立の認
可をいたしていらるようございます。
ただ、その設立をする寄付行為者など
の特定の者だけしか利益を得ないとい
うような場合でありますと、認可をし
ないということに扱われているようで
ござります。そうでない限りは、不特
定多数の人が利益を得る場合におきま
しては、大体認可をしておると思いま
す。

の辺でもってそれを基準とするのか、先ほど来からお話をありましたように、はつきりした線がないので非常に不明確だと思うのです。ですから、場合によつては、一県知事の裁量によってどのようにでもなるという、またいやは収益の別をはつきり確立する必要がないか、このようにもう思つてますが、現在、当局としてはこの問題について考えられているのかいないのか、それをお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(泉美之松君) お話をようやく聞きましたが、泉美之松君によると、都道府県知事が民法三十四条法人として認可することによってこの法人税法五条の規定に入つてくるということは考えられることでございまます。さりとて、民法の制度を私のほうでやるというわけにもまた参りかねますので、これはやはり都道府県知事さんが良識をもつて処理をしていただかなければなかなか思うところがございまして、私どもとしては、そういう民法三十四条法人ができるましても、それを営んでおる事業が収益事業でありますならば、それに対しては課税をしますよとなしに、そういう設立のことまで全部私どものほうでということになりますと、これはもうたいへんなことでござります。どうてい事務処理能力もございませんし、それはできないことでござります。そういういろいろな法人ができる場合に、その法人のできぐ

二四

（○）茂谷邦彦君 そうしますと、公益法
のでござります。
　　その分だけ課税いたします、こういう
ふうにやつていかざるを得ないと思う
営んでおられますと課税いたします、
たします、こういう姿ならば一応非課
税法人にしますけれども、収益事業を
やつて、こういう姿ならば非課税法人にい
うでめんどうを見ていただきまして、
私どもは、それができた法人の姿を見

預かりにしておいて、いずれにしておいても、まあこの公益、収益というものが、いまいろいろいろいろな角度から御説明がありましたけれども、たゞ、われわれとしては不明確さをぬぐい切れないという感じを抱きます。公益の概念にいたしましても、一体公益とは何だといっても、何だかわけがわからぬでない。で、普通に課税されるということになれば、これは法の精神に反するところと、そのように考えられるわけで

掛け、それによってその家屋、物件の損害に対する保険をする、ないしは死亡傷害などに対しては保険を掛けておる。最近、これはまあ事務当局の話の中に、たとえば千円の掛け金に対しで、それが幾種類もの給付がありますから家屋、物件などの損害についての保険に相当する部分は今度の法改正の中で当然非課税対象の控除条件に該当するという考え方を示して、関係団体とお話をされておるようあります。

が生活協同組合法第十条第一項第四号の規定によれば、生活協同組合は、生活協同組合法第十二条第一項第一号の規定による組合のうち、大蔵大臣が指定する生活協同組合に該当するものと認定される場合は、その組合は、その組合の規約に定めるところにより、生命保険料控除の対象となる。この規定は、大蔵大臣が指定する生活協同組合に該当する組合が、その組合の規約に定めるところにより、生命保険料控除の対象となることを規定するものである。

思う。公式に委員会に出せるものなら、あらば出してもらいたいし、それでないならば別の機会に、ひとつ十分説明をする機会を与えてもらいたいと思う。これはもしやらないと、今度の法律改正で非常なアンバランスが起きるという問題で、規則でやるというなら、実際は同じだから、なぜ法律でやらないかという議論があるところありますから、これはぜひ出していただきたい。これは委員長、確認をしておいてもらいたい。

○政府委員(泉美之松君) 先ほど申し上げましたように、公益法人ということと、その法人が収益事業を営むということは必ずしも両立しないことではありますけれども、その営んでおる事業の中に収益事業がございますと、その収益事業の分についてだけは課税を受ける。ただ、その収益事業から生じました所得の三割を公益事業のほうへ持っていく、同じ法人の中で会計を公益会計と事業会計とに分けまして、事業会計のほうの所得の三分の一を公益会計のほうに持っていくと、その分は寄付金扱いにする、こういう制度でやつておるのでございます。

○渋谷邦彦君 この問題はまだまだあらゆる角度から検討を加え、またここで論議されなければならぬ問題だと思いますので、きょうのところは一応

税法一般に、先ほど来申し上げましたように見られるのが今日の欠陥ではあります。ですから、税の公平という立場から考えてみた場合ですね、こういう点なんかにも十分留意してくださつて、そうして大衆の納得できるその課税の方法をつくっていただきたいと、このようないきょうの質問は終わりにしておきたいと思います。

○野々山一三君 基本的な質問はあとでまた機会を得て願いたいと思いますけれども、その質問にあたってきょうちょっとお考えを聞いておきたいので、事務当局から御答弁をいただきたいと思います。

一つは、今度損害保険控除制度といふものを設けるということになりますが、たゞされども、実は生活協同組合法人人としての団体が、俗称相互共済といふ共済制度を設けて、一定の掛け金を

すべきであるという議論が相当以前からあつた。ところが、そちらのほうはまだ十分に燃焼しないまま、先ほど伺うところによればと、ただいま申し上げたのであります、家屋、物件に対する保険料相当部分については、手続を定めて、その一定金額に対していわゆる二千円の控除対象額に充てるという考え方があるやに聞くのであります。が、その生命に関する部分ですね、そちらの部分についてもその考え方を延ばしていくとするならば、よくつり合ひがとれるということになるのじやないかと思う。したがつて、そういうものをやる考え方があるのかどうか、二つの質問であります、お答えをいただきたい。

○政府委員(衆議之松君) お話を消費生活協同組合が火災共済を営んでおる場合、あるいは生命共済を営んでおる場合の扱いの問題でございますが、今回の所得税法の施行規則を改正いたしました。

て、そういうた保険數理に基づいて保険というものが行なわれるわけでござりますので、消費生活協同組合の行なっている生命共済にしましても、あるいは建物共済にいたしましても、それがそういった保険數理に基づいておるということの事實を確認いたしました上で、大蔵大臣が指定するようにしたい。したがつて、消費生活協同組合の営んでおるそういう事業が保険數理に基づいていいないと、指定は困難ではないかと思つております。で、その事実を確認するまでに、そういうた消費生活協同組合からいろいろ資料を出していただいて、若干手続を要するかと思つておりますが、その手續をとつた上で確認をした場合には、指定をしてまいります。○野々山一三君 よくわかりました。

こういふような規定を入れましたことに基づきまして、消費生活協同組合のほうから資料を出していただきまして、それぞの消費生活協同組合において貯んでおる生命共済が、はたして保険教理に基づいてやつておられるのかどうか、その点を確認いたした上で、その保険教理に基づいておる分については指定してまいりたいと思つておりますので、そのまま入れておる以外のものについてどれだけ入れるかということは、今後の手続を要しますので、まだ確定いたしておりません。しかし、お詫のようだに、消費生活協同組合で生命共済なりあるいは火災共済を営んでおるものが相当地ございます。それぞれから資料を今後出していただかないといふと、判定はすぐにはできかねると思います。判定いたします場合につきましては、御趣旨のような点を十分考慮して、いま申しまして保険教理といふ点を考えていかたいと思つて

○渋谷邦彦君 この問題はまだまだある角度から検討を加え、またここで論議されなければならない問題だと思いますので、きょうのところは一応

うものを設けるということになります。たゞけれども、実は生活協同組合法人としての団体が、俗称相互共済といふ共済制度を設けて、一定の掛け金を

生活協同組合が火災共済を営んでおる場合、あるいは生命共済を営んでおる場合の扱いの問題でございますが、今回の一回の所得税法の施行規則を改正いたし

○野々山一二君 よくわかりました。

思います。判定いたします場合につきましては、御趣旨のような点を十分考慮して、いま申しました保険数理という点を考えてやつていきたいと思つて

おるのであります。

○野々山一三君 いまのおっしゃる言ふ方ですと、全国労働者消費生活協同組合だけがやつておる生命及び火災共済については、一応保険数理に基づいてなされておるものと考える。その他のものもあると思うけれども、審査の結果、まあ基準に照らして該当すればやると、こうしたことありますけれども、それならば、個々の具体的なもので話し合えばいいということになりますが、しかし、いまこうやや断定的に全国労働者消費生活協同組合だけがとうようなニュアンスのことばが吐かれておりますので、そうじゃなくて、そういう一定の条件に適合するものであるならば、いずれもそれは適用するのだ、こういう前提なんだということを確認を願って、そうして先ほど私が注文いたしました目下検討中の基準案というものをこの委員会に示してもらいたい、こうすることを申し上げておる。

○政府委員(泉美之松君) 私が先ほど申し上げたことばかり足りませんで、誤解を受けたと思いますが、この消費生活協同組合が営んでいる生命共済のうち、現在行政庁が取り扱いで生命保険料控除の対象にいたしているのは、現段階では全国労働者消費生活協同組合しまして、いま申しましたように、大臣が指定するものの締結した生命共済にかかる契約については、生命保険料控除の対象にするということになりましたので、したがって、この規定に基づきまして、今後そういう生命共済を営んでいる消費生活協同組合か

ら資料を出していただきまして、その上で保険数理に基づいてやつてある生命共済であるということを確認しましてはいろいろ御意見があるかと思いますが、私ども立案の際にこうすることを申し上げたのでござります。したがつて、御趣旨のとおりに考えておるのでございます。

○野々山一三君 生命も火災共済も同じじよう、あなたのお話は生命生命ばかりにとらわれるから。

○政府委員(泉美之松君) それはお話をのとおり、生命も火災も同じじでござります。ただ、生命のところで申し上げておったわけですから。

○野々山一三君 それじゃ、その資料を出していただきたい。

それから、第二の問題は、税制調査会から出て、答申されないもので、今度改正の対象になる、租税特別措置の対象になる農協などの保留所得を出していただきたいため。

そういう一定の条件に適合するもので、今度改正の対象になる、租税特別措置の対象になる農協などの保留所得を出していただきたいため。そういう一定の条件に適合するもので、今度改正の対象になる、租税特別措置の対象になる農協などの保留所得を出していただきたいため。

一つは、お話のように、消費生活協同組合につきましては、以前保留所得の非課税の措置をとられておったのでございますが、これにつきましては、どうも議論になるけれども、理由が弱いといふことをまず言わなければなりません。したがつて、こういう事業が順次拡張されていく傾向を、あなた方は御存じなのだろう。おそらく私の指摘するところ、実際の中ではそうだと思われるが特別の措置を講ずべきであるというような規定もございますので、そういった点からそういう基本法のあるものに限定したらどうか。こういう二つの考え方に基づいて、この範囲をきめることにいたしたのでございます。その関係からいたしまして、消費生活協同組合は、この点からいたしますと、あるからだ。一体、生活協同組合といふものもございませんので、ここに入れておらないといふことになるのでござります。

○野々山一三君 これは議論になるんでも、きょうはもうあまり深いところまで言おうとは思いませんけれども、あげられた第一の理由である農協と漁協などの場合と消費協同組合の場合とは、その利用において不適正だという前提で違ひがあるということを理論づけられたのでありますけれども、一体何がされたのでありますけれども、一体は、おそらく議論が離れるはずがない。たまたま、幸か不幸か、農協とか漁協というものの基本法がある部分において先行したということの理由をもって、今度のいわゆる控除の対象要件からはずすということは、これはまさに不均衡でしょう。事実の点から見れば、経過の点から見れば、不均衡と言わなければならぬ。あなたの正直な話をひとつ聞かしてもらいたいですね。これはおそらく、私はあなたも私の言うことをそう頭から否定するような根拠はないと思いますが、いかがですか。ひとつ御感想をお聞きしたい。

○政府委員(泉美之松君) お話をごとく、特定の協同組合について今回法人税の課税をしないという制度にいたしましたが、この中に消

つきましては農業基本法がございまして、それから漁業関係につきましては、ある程度そういういわゆる商業行為であります。したがつて、こういうような行為をすることが、またその財政基礎を強める要因だと思います。したがつて、御趣旨のとおりに考えておるのでございます。

一つは、お話のように、消費生活協同組合につきましては、以前保留所得の非課税の措置をとられておったのでございますが、これにつきましては、どうも議論になるけれども、理由が弱いといふことをまず言わなければなりません。したがつて、こういう事業が順次拡張されていく傾向を、あなた方は御存じなのだろう。おそらく私の指摘するところ、実際の中ではそうだと思われるが特別の措置を講ずべきであるというような規定もございますので、そういった点からそういう基本法のあるものに限定したらどうか。こういう二つの考え方に基づいて、この範囲をきめることにいたしたのでござります。その関係からいたしまして、消費生活協同組合は、この点からいたしますと、あるからだ。一体、生活協同組合といふものもございませんので、ここに入れておらないといふことになるのでござります。

○野々山一三君 これは議論になるんでも、きょうはもうあまり深いところまで言おうとは思いませんけれども、あげられた第一の理由である農協と漁協などの場合と消費協同組合の場合とは、その利用において不適正だという前提で違ひがあるということを理論づけられたのでありますけれども、一体何がされたのでありますけれども、一体は、おそらく議論が離れるはずがない。たまたま、幸か不幸か、農協とか漁協というものの基本法がある部分において先行したということの理由をもって、今度のいわゆる控除の対象要件からはずすということは、これはまさに不均衡でしょう。事実の点から見れば、経過の点から見れば、不均衡と言わなければならぬ。あなたの正直な話をひとつ聞かしてもらいたいですね。これはおそらく、私はあなたも私の言うことをそう頭から否定するような根拠はないと思いますが、いかがですか。ひとつ御感想をお聞きしたい。

御提案申し上げたわけでござりますが、その範囲をどこに限るべきかという点につきましては、いろいろ御見解があるうかと思います。で、私どもとしましては、一応いま申し上げましたような基準からこの範囲をきめているわけでございますが、消費生活協同組合につきましても、基本法こそなれば、労働者の福祉の増進ということから、この組合がつくられている、これはお話をとおりだらうと思います。それからまた、したがつて、この範囲をどういうふうに限定すべきかについては、いろいろの御意見があることは私も承知いたしております。また、ここに載っていないもので過去に問題がありましたのは森林組合でございました。森林組合につきましても、同じような事例、事態があると思うのでございますが、この点につきまして、まあ森林組合につきましては、いずれ森林基本法というのができるそうでござりますが、まだ森林基本法ができてしませんので、ここには入れないといふふうに、いたしております。これはまあはなはだ形式論的なことを申し上げて恐縮なんでございますが、そういうことに一応なって、こういう制度を設けることなどいたしておるのでござります。議論としてはいろいろ論議があらうということは、十分承知いたしております。

ないけれども、一生懸命理屈を述べられたから、かすかにそれらしいことを言つたかということはわかるけれども、本質的なものを十分つかまえるといふことにはならない。これはあなたが正直に言って、自民党的な税調のほうで、これは対象にしろと、こう言つたからやつたのだという、先ほどちょっと柴谷さんの説明に答えられたのです。が、それならそれだということをはつきり言つてもらえば、これはこれから出でる質問、審議にあたつても話がしやすいでよ。変な理屈をつけられる」と――変な理屈をつければ幾らでもつきますよ。あなたみたいに、正直にいって、東京のまん中におつて、役所の中に入れる者に、この実態がわかるはずがない。わからぬ者が理屈を並べて、公然たる理屈のごくいただけだから、このところをすばつと言つたほうがことこんまで議論をする。実情から出発しているのだから。で、あなたはほんとにいいのじやないですか。

が浮かび上がつてまいったのでござります。そこで、いろいろ検討いたしましたあげく、いま申しましたような次第に相なつてゐるのでございます。

○野々山一三君　まあこの問題はども、あなたと議論しておつてもあなたも心にもないことを言わなければならぬ立場だらうと思うから、別な機会にもう少し突っ込んで話を聞くことにしたいと思うのですが、第三の点は、これは考え方を伺つておきたいのですが、専従者控除の控除額算定の根拠といふもの、これはまあ白色の場合には、農業從事者の年間所得といふものをはじき出して、それを基準にしてやる、青の場合は同族会社の同居者の家族をやるというようなことになつていいのですけれども、これは税調の考え方とも少し私はぶつかるのかもしらぬが、同族会社にしても、けさの田中大臣の話じゃないけれども、金のない者が女房、子供、親戚一同の金を集め、その金を投げ出して仕事をしていゝる、そしてそれが順次発展をしていくのだといふものの考え方方に立つならば、そうしてまた事実私もそうだと思います。企業そのものが脆弱なもの上に出発している。同族といつたつて、たいへん大きなものもありますけれども、対象になるものは総じて低いものだ。そこで、十分な給与支払ないと、いうものを計算できないような状態において企業が成り立つておる。その数値を土台にして統計的に出てきた金額が幾らであるから、これだけしか給与をえていないという計算をして専従控

除といふものをはじき出す。これなら弱い者に対して、しかも身内であるということで、十分な支払いをしない。しないというとおかしいですけれども、しない。そういうものを種にしてはじき出す専従控除額の算定の考え方は、私は二重三重中にその控除額というものを落とす傾向にある。そういう考え方は私はあってはならないと思うのです。なぜその片方を、たとえば同族であるうとも居住を一にしていないもの、あるいは一般的の法人である場合には全額損金に計算をするもの、そういう片寄ったものの見方をするかといふことが疑問でならない。一体あなたのはうとしては根本的に四十年に改正をされるというのでありますけれども、そういうものについて新しい観点からものをながめるというお考えがあるのかどうか、あるいは私の言うような議論が不十分かもしれないけれども、そういうよつて立つておるということが、条件の違いというものをながめて再検討する考え方があるのかないのかということを、事務的に専門的な立場からあなたの考え方、持っている御意見を伺いたい。

税率は少なくとも三三・三%でありますから、個人の場合に比べて税率は高いでございますから、なぜ法人になるかというと、いま申しました給与の問題が大きいと思うのです。それにはもちろん、親族従業員の給与のほかに、事業主自身が会社の社長ということであれば、事業所得でなくして給与所得になると、これも大きいと思いますが、やはり親族従業員に対する給与の問題も相当大きいウエートを占めておると思っておるのであります。そこから同族会社の親族従業員に対する給与の支払いがどの程度になつてゐるか、そこを基準に専従者控除の額をきめたらどうかということを検討いたしておるのであります。

ところが、これは税制調査会の答申にも出ておりますが、親族従業員に対する給与の支払いというのは千差万別でございまして、非常にいい企業になりますと、親族従業員に対しましても二十数万円払っている事業もありますれば、あるいはこう言つては何でございませんけれども、女子の従業員に対しましては、比較的支払う額が少ないのが普通であります。これは現実にそうなっております。そういう点からいたしまして、この専従者控除の額は幾らにするかということにつきましては、非常に実は苦心をしたんでありますけれども、なかなか思うような明確な根拠といふものは出てまいりません。

そこで、今回の場合には、同族法人のうち個人換算にいたしました場合所得百万円、くらいのところを基準にいたしまして、青色申告の場合に二十歳以上の人には十五万円、二十歳未満の人

には十二万円というふうにいたしたのです
ございますが、これにつきましてはい
ろいろ意見のあるところでございまして、い
て、本来の筋からいたしますと、いまさ
るお話しのように、親族従業員のうちで
も、生活を一にしているからその人の
所得にならず事業主の所得になるので
あります。生活を一にしていない場合
におきましては、その親族従業員が貰
うべき給与は必要経費に算入されるわ
けでございます。生活を一にしている場
合の場合は、今度実態のほうから見ま
して、いまの住居の事情がありますのでや
れなくて専従者控除という形になるわ
けでございます。そこで、考えられま
すのは、今度実態のほうから見まして、
人について限額を設けるのはいかがで
あるうか、配偶者のあるような人で
あるうか、配偶者のあるような人で
あっては当然その人が独立した生計が
営めるようにならなくてはいけないのが
ないか、そういう点からいたしまして、
と、そういう人には専従者控除の限
額を設けないということも一つの考
慮であろうというふうにも考え方の
でございます。

○野々山一三君　これはきょうのとど
か出てきません。したがいまして、私
どもそういった点をさらに検討いたし
まして、専従者控除の額につきまして
は、なお十分検討いたしてみたい。い
ま申し上げましたような趣旨を含めて
検討しなければならぬ、かよう考え
ておるのであります。

由ですが、その理由のあることはわからぬであります。それと今度改正をして新しく設けようとする幾つかの措置との間に、特に中小企業などに及ぼす影響を考えてみますと、非常にアンバランスが起きはしないかということを私は考える。つまり、今までの規定でありますならば、輸出ということをもつてする中小企業というものは非常に励みを感じて、そして税が免除されることのみをもつてその仕事は拡大をして、しかもある程度下請代金などが安いものであつたとしてもそれに耐えていく、自分を納得させる理由を求めてそれに耐えていく。ところが、今度の改正でいきますならば、そのほとんどは中小企業に対する恩典というものは薄くなってしまって、しかも税がかかるようになつてしまいますから、下請代金にしてもある程度高くなり、それなればならぬという主張が中小企業者側から、下請側からメークー、大企業に対して、親会社に対して、そういう主張が起きるようなほど影響を私は持つと思う。ところが、いまの大企業の側からいいうならば、そういうような下請の下請代金の上昇をうながすといふのは、君のほうの会社とはもうつき合いはないぞといふ傾向が出てくるのであります。

方はまた税金の面で免れることができない。引き上げの要求をすれば全部——全部といつてはことばが過ぎるかもしれません、多くの場合取引関係を切らざるという非常に大きな課題にぶつかっている。

そこで、あなたにお伺いをしたいのは、今度廃止される二つの措置の結果響く中小企業の負担というものを、新しく設ける四つ五つの措置によってつり合いがとれるような、カバーができるようなものであると、いうふうにお考えになつていらっしゃるのかどうか。他に、これが直接輸出に対する所得に対する税控除の方法としてはこうなんだけれども、別にそれにかわるべき中小企業に対する特別の保護措置というふうがあるとでも言われるのか。その点ができるだけひとつ詳しく述べてみたい。

従者控除の問題について、いま一つは、親族従業員に対する給与の支給制を認めるべきかどうかです。これは、まあすでに御承知のこととおり、親族従業員、ことに子供なんかを対する給与の支給制を認めるべきかどうかという問題が、もう一つあるわけでございます。これにつきましては、日本の現在のまだ社会の実態から申上げますと、親子間などに給与の支給といふもののが事実はないのではないか、というふうに考へておられるのでござい、すが、しかし、一説によれば、税務ほうで給与の支給を認めないから払わないのであって、おまえのほうで認めれば払うのだというようなお話をあつたのでござります。それはやはり社会の実態といふものをよく認識した上で、社会の実態が動いてまいりますれば私どももそういった気持ちで今後検討いたしたいと思います。いずれにしも、社会の実態の認識の問題でござりますので、今後そういう点を十分をつけてやってまいりたいと思っておりますことを御了承いただきたいのござります。

For more information about the study, contact Dr. Michael J. Koenig at (314) 747-2100 or via e-mail at koenig@dfci.harvard.edu.

〇政府委員(泉美之松君) 最初に、東
か。
ものになってしまつてはいるが、こうう
る。現にこの法律案が出されたことに
よつて、ある貿易団体の間にそういふ
動きが活発になつてきている。私ども
のところにも陳情とかそういう意見が
出てきておる。そういう状況から見て
も、敏感に響いてきていると見る。
れ以上申し上げませんけれども、この
税法上の効果、影響というものにつ
てどうお考えになりますか、伺いた
い。特別の保護措置がおありになら
ぬ。

ことでございますが、お詫のよう従来輸出所得控除の制度がございまして、これが中小企業直接中小企業輸出する場合はもちろんのこと、直輸出しなくとも、貿易商社を通じて輸出する場合の特典として、非常に大きな成果をもっておったことはお詫のおりでございます。しかし、御承知とおり、この輸出所得控除の制度はガット十六条の四項の輸出補助金とされる向きがございまして、公式でございませんけれども、諸外国で非式にいろいろと問題にされて、し

がって、わが国は、從来輸出所得控除の制度がありますものですから、ガットのA宣言国にならずにB宣言国になります。しかし、工業先進国としては、いつまでもB宣言国にいることは適当でないという外国の批判もございまして、今回適用期限到来と同時に、輸出所得控除の廃止をいたしまして、A宣言国を受諾しようということになつてまいりましたのでございます。

したがつて、輸出所得控除を廢止いたしましたその影響がどういうふうにあらわれるかということ、それから、ことばとしては、外國に対する関係もありまして、それにかわる措置と、いうことは、なかなか言いにくいのですがございませんけれども、今回設けようとする、海外企業との国際競争力強化のための措置、これは御承知のとおり四つございますが、この四つの措置と、従来の輸出所得控除の制度との関係いかんということになりますと、大ざつぱに申し上げますと、これは減収額からごらんいただけますように、輸出所得の控除の廃止による増収額は、平年度二百三十五億、それから今度の新しい措置によります平年度減収額は五百四億、したがつて、今回の措置のほうが減収額としては大きいといふことになっております。

ただ、個々の企業について見ますと、その影響はいろいろ違つております。これを先般お話をございましたので、税務署について調べましたのでございますが、一律な傾向は出ておりませんが、輸出所得控除の制度に比べまして九割になるという企業、あるいは一五三%、一一%、一〇%といつ

たような企業がある半面、従来この輸出所得控除の特典を非常に受けておつたために、今度の措置によつては従来の軽減の三割七分にしかならないといたような企業もあるのでございまます。影響は非常に差がございます。ただ、それでは、その差はどうして出てきているかという点について、いろいろまだ検討いたしているのでございますが、はつきりした理由というものが見つかりません。ただ、この従来の輸出所得控除の場合、非常な特例といたしまして、全般に對しまして、輸出金額があえた場合に、所得基準だけでやつていくという特例がございまして、その特例を受けておつたものは——非常に例外な特例でございますが、その人は——その人といいますか、そういう法人はどうも従来特典を非常に受けおつたものでござりますので、今回かかるという特典を従来受けていたなかつた、従来普通の輸出所得控除の適用を受けておつた人は、概して今度の制度によつたほうが利益は大きい、こういふうふうな数字が出ております。

それから、いま申し上げましたのは、租税特別措置法で新しく設けられた、特典を多く受けられるようになつた度合いがどのくらいで、ランク分け、一般にはあまり関係はありません海外市場開拓準備金、輸出特別償却、それから技術輸出所得控除及び、一般にはあまり関係はありません海外市場開拓準備金のほうはちょっとわかりませんけれども、新開発地域投資損失準備金、この四つの制度でございますが、このほかにも、先般ちょっと申し上げたかと思うのでございますが、一律な傾向は出ておりませんが、輸出所得控除の制度に比べまして九割になるという企業、あるいは一五三%、一一%、一〇%といつ

ような考慮も払つてゐるのでございまます。そういうふうに法人税、租税特別措置法全体を通じまして輸出振興に力を入れたつもりでいるわけでござります。

ただ、個々の企業にとつてみると、その影響が従来のあれと違う面があります。影響は非常に差がござります。ただ、それでは、その差はどうして出てきているかという点について、いろいろ従来より不利だというような声があることは承知いたしております。ただ、従来より得になつてゐる人は黙つてゐるものですから、不利になると、その人のほうの声ばかりが強く出るという傾向があるんじゃないかというふうにも感じておりますが、しかし、それらの点につきましては、なお今後十分検討していかなければならぬ点はあります。

○野々山一三君 時間もおそいですから……。いまあなたのほうで言われた、今度の制度改正によつてこういうふうに得になる者と損する者があるといふふうに言われたのは、調査をしてみたと言わたんだですから、相当なものがおありだと思うので、でき得るならば、金でも何でもいいのですけれども、規模別に、しかもそれがアップされた、特典を多く受けられるようになつた度合いがどのくらいで、ランク別にはどのくらいの比率になつてあるのか、それからダウントしているものの規模別の度合いかどのくらいなのかと、いうことを示すもの、これをひとつ資料としていただきたい。そうすると、いまの議論は全部終わりますからね。

○政府委員(泉美之松君) 従来の輸出所得控除と新しい制度——新しい制度と申しましても、海外市場開拓準備金と輸出特別償却、この二つで、技術輸出の関係あるいは新開発地域投資損失準備金のほうはちょっとわかりませんが、そういうふうに申しますから、綿紡績の設備、これも輸出に、まあ昔からありますけれども、相当寄与しております。それでござります。それから、綿紡績の設備、これが自動車の部分品の製造設備も入つておるわけであります。そういう点がまあこれからもうかがえるます。これも十七年というのを十四年にいたしております。ただ、年数が長い関係から割合はそれほどではございませんけれども、こういった点にも力を入れておるのでございます。これはまあ事業を大きく出しましたものですから、この事業の中で、さらにいま申

いの課税を免除するよう期待する。さらに専用住宅に対する課税は労働者にとっては住宅費の負担を重くし、生活費に大きな影響を与えるので、この点からもすべての課税を解除すべきである。

三、現在作業がすすめられている固定資産の再評価は、従来の方式が変更され大幅な評価の引上げが実施されることになるので、労働者にとって重大な問題を含んでいる。土地や家屋に対する増税は、貸主、貸家あるいは貸土地に居住を持っている者にはただちに家賃、部屋賃の大幅引き上げとなつてはねかえつてくる。

四、間接税はわが国の税収入の大きな部分を占めているが、その納税者はほとんどは低所得者であり、しかも間接税は赤ん坊から老人まですべての階層にわたって所得の高低にかかわりなく課税されるため、低所得者にははなはだ重い税金となつているので、物価上昇による生活の貧窮化を防止するためにも本税は撤廃すべきである。

五、労働など民主団体に対する法人税課税は現在大きな問題となつてゐる。これは当然将来に他の民主的団体、たとえばPTAその他の団体にも課税されることになるので、これらの団体が開催するすべての行事は利益行為と解釈され、民主的な団体の行事や発展は著しく阻害される。

六、納税者にとって税務署に行くことはきわめて不愉快であり、大きな精神的負担となつている。これは一つには大衆が税制なり税行政

にうといといふ点もあるが、むしろ問題は納税者に対する税務署の態度にある。税務行政は民主国家ではその国の民主化の尺度になるといわれている。少なくとも権力的な点は徹底的に排除し、国民が税制税行政に無知であればあるほど国民の奉仕者としてのあり方に徹しなければならない。いやしくも納税者団体の代表者との面接を拒否したり、高圧的な方法によつて申告書の書きかえを要求したりすることは断じて許せない。明るい税務署、民主的な税務行政の実現を強く希望する。

第一一七九号 昭和三十九年三月十日受付

税制の改正、民主的税務行政確立に関する請願(三通)

請願者 大阪市西区九条通二ノ

田利雄外二名

紹介議員 田中一君

第一一七八号 昭和三十九年三月十日受付

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 宮城県仙台市鉄砲町二

四六 高橋勝彦外百五
十名

紹介議員 高橋進太郎君

第一一二二号 昭和三十九年三月十日受付

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 石川県金沢市中町三石

川県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 中

紹介議員 林屋龟次郎君

第一一六四号 昭和三十九年三月九日受付

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ

一〇一 丸山健吉外四百十四名

紹介議員 小林英三君

この請願の趣旨は、第一一〇三一号と同じである。

第一一七九号 昭和三十九年三月十日受付

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 福島市新町一七公衆浴場業環境衛生同業組合

理事長 酒井武治外九十六名

紹介議員 松平勇雄君

この請願の趣旨は、第一一〇三一号と同じである。

第一一八〇号 昭和三十九年三月十日受付

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 宮城県仙台市鉄砲町二

四六 高橋勝彦外百五
十名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一一〇三一号と同じである。

第一一二二号 昭和三十九年三月十日受付

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 石川県金沢市中町三石

川県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 中

紹介議員 林屋龟次郎君

この請願の趣旨は、一〇三一号と同じである。

第一一六四号 昭和三十九年三月九日受付

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ

一〇一 丸山健吉外四百十四名

紹介議員 小林英三君

この請願の趣旨は、第一一〇三一号と同じである。

第一一六四号 昭和三十九年三月九日受付

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願

請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ

一〇一 丸山健吉外四百十四名

紹介議員 小林英三君

この請願の趣旨は、第一一〇三一号と同じである。

の特例に関する法律案

自家用自動車の一時輸入に関する特例に関する法律案

いう。により、当該物品に係る一時輸入書類の有効期間内に、譲渡され、又は自家用若しくは免税車両の修理用以外の用途に供されたときは、当該譲渡し、又は当該用途以外の用途に供した免税車両等輸入者又は第三者から当該物品に係る輸入税を直ちに徴収する。

2 免税車両又は免税部分品を、当該物品に係る一時輸入書類の有効期間内に、免税車両等輸入者又は第三者から譲り受けた者は、免税車両又は免税部分品を、当該物品に係る一時輸入書類の有効期間内に、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けて減却されたときは、前条第三項の規定は、適用しない。

(国税通則法の準用)

第六条 国税通則法第六十条第一項

第三号、同条第二項から第四項まで、第六十二条、第六十三条、第九十条第三項及び第九十一条第四項の規定は、第四条第一項から第三項までの規定により関税を直ちに徴収することとされている場合における関税の延滞税について準用する。この場合において、同法第六十条第一項第三号及び第二項中「法定納期限」とあるのは、「輸入税を直ちに徴収すべきこととされている原因となる事実の生じた日」と読み替えるものとする。

(保証団体)

第七条 一時輸入書類を発給することができる者となるには、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の認可を申請するには、申請書類に、定款、事業計画書及び業務方法書その他の大蔵省令で定める提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可の申請者が次の各号に適合していると認めるとき、保証団体がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は保証団体から前項の届出があつたときは、第一項の認可をしてはならない。

4 請者が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

5 第一項から第三項までの規定による輸入税の徴収は、当該徴収に係る免税車両又は免税部分品の輸入地を所轄する税關長が行なう。(輸入税の軽減等)

第五条 免税車両又は免税部分品につき前条第一項から第三項までの規定により輸入税を徴収することとなる場合において、当該物品が事故により著しく損傷したものであるときは、政令で定めるところにより、関税定率法第十条の規定

に準じて当該輸入税を軽減することができる。

2 事故により著しく損傷した免税車両若しくは免税部分品又は条約輸入書類の有効期間内に、政令で定めるところにより、税關長の承認を受けて減却されたときは、前

条第三項の規定は、適用しない。

(保証団体は、条約の他の締約国にある対応する団体を通じて発給した一時輸入書類を認証し、及び

一時輸入書類により輸入された免税車両又は免税部分品が当該一時輸入書類の有効期間内に輸出されないときは、当該免税車両等輸入者と連帯して当該免除された輸入税を納付する義務を負う。

3 保証団体は、第三項第二号に規定する保証契約を締結したときは、直ちに、その旨及び当該保証契約の内容を大蔵大臣に届け出なければならない。

4 保証団体は、前項の届出をした後でなければ、一時輸入書類を発給してはならない。

5 保証団体は、前項の届出をした後でなければ、一時輸入書類を発給してはならない。

6 保証団体は、前項の届出をした後でなければ、一時輸入書類を発給してはならない。

7 保証団体は、その義務を履行するときのところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

8 大蔵大臣は、保証団体が第三項各号の一に適合しなかつたと認めるととき、保証団体がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

る。

(報告の微取及び検査)

第九条 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、保証団体に対し業務若しくは財産に関し報告をさ

せ、又はその職員をして保証団体の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証票を

持帶し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(条約の非締約国への使益提供)

第十条 保証団体が、国際團体に加盟している団体(国際團体との間に輸入税に関する保証契約を締結することが確実であること)。

二 國際團体との間に輸入税に関する保証契約を締結することが確実であること。

三 輸入税の納付その他保証団体の業務を適正に遂行するに足りる能力があること。

4 保証団体は、条約の他の締約国における対応する団体を通じて発給した一時輸入書類を認証し、及び

一時輸入書類により輸入された免税車両又は免税部分品が当該一時輸入書類の有効期間内に輸出されないときは、当該免税車両等輸入者と連帯して当該免除された輸入税を納付する義務を負う。

5 保証団体は、第三項第二号に規定する保証契約を締結したときは、直ちに、その旨及び当該保証契約の内容を大蔵大臣に届け出なければならない。

6 保証団体は、前項の届出をした後でなければ、一時輸入書類を発給してはならない。

7 保証団体は、その義務を履行するときのところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

8 大蔵大臣は、保証団体が第三項各号の一に適合しなかつたと認めるととき、保証団体がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(罰則)

第十二条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十三条 保証団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者が保証団体の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その保証団体に対しても前条の刑を科する。

附 則

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

昭和三十九年三月三十一日印刷

昭和三十九年四月一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局